

# 第5編

## 原子力災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 防災体制
- 第3章 原子力災害事前対策
- 第4章 緊急事態応急対策
- 第5章 複合災害時対策
- 第6章 原子力災害中長期対策
- 第7章 原子力災害対策資料

### 【原子力災害対策編の記述について】

「原子力災害対策編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「一般災害対策編」の各施策を準用している。ただし、原子力災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。



# 第 1 章

## 総則



## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、始良市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2節 定義

本計画において用いる用語を次のように定義する。

#### 1 原子力災害

原子力緊急事態により市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

#### 2 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定に基づく事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（原子力発電所の外における放射性物質の運搬の場合にあって、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

#### 3 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

#### 4 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

#### 5 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

#### 6 関係周辺市町

原災法第7条第2項に規定する市町であり、始良市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島

島市、出水市、日置市、さつま町及び長島町をいう。

## 7 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は緊急被ばく医療対策として設置する救護所等の所在市町村

## 8 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

## 9 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州運輸局等

## 10 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社等

## 11 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

## 12 公共的団体

錦海漁業協同組合連合会、あいら農業協同組合等をいう。

## 13 防災関係機関

県、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、市教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力、その他防災関係をいう。

## 14 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える体制を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

## 15 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

## 16 オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であつて、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターをいう。

## 17 情報収集事態

薩摩川内市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

## 18 警戒事象

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

## 19 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

## 20 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

## 21 施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

## 22 要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

## 23 国事故現地警戒本部

情報収集事態又は警戒事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を現地本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

## 24 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、原子力規制委員会及び内閣府が、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

## 25 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

## 26 国現地本部

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地対応の総合調整を行う。

## 27 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

## 28 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチームの8つの班等いい、国現地本部を構成する。

## 29 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

### 30 警戒区域

原災法第 28 条第 2 項により読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条の規定に基づき薩摩川内市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線を被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命じることができる区域をいう。

### 31 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所から概ね 30 kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

### 32 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転又は避難の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するシステム（以下、「避難施設等調整システム」という。）をいう。

## 第3節 計画の性格

### 第1 始良市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、始良市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 第2 始良市地域防災計画における他の災害対策との整合性

本計画は、「始良市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本計画に定めのない事項については、「始良市地域防災計画」の「第2編一般災害対策編」、「第3編地震・津波災害対策編」、「第4編火山災害対策編」によるものとする。

### 第3 始良市及び薩摩川内市、関係周辺市町地域防災計画との関係

始良市及び薩摩川内市、関係周辺市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、鹿児島県地域防災計画「原子力災害対策編」を基本とするものとし、鹿児島県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な内容を定めておくものとする。

### 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針又は始良市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

## 第4節 計画の周知徹底

本計画は、防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図るものとする。

また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

## 第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

始良市地域防災計画・原子力災害対策編の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」及び鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）を遵守するものとする。

## 第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向はあるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や建築物、工作物に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、容融炉心～発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射線セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に大量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

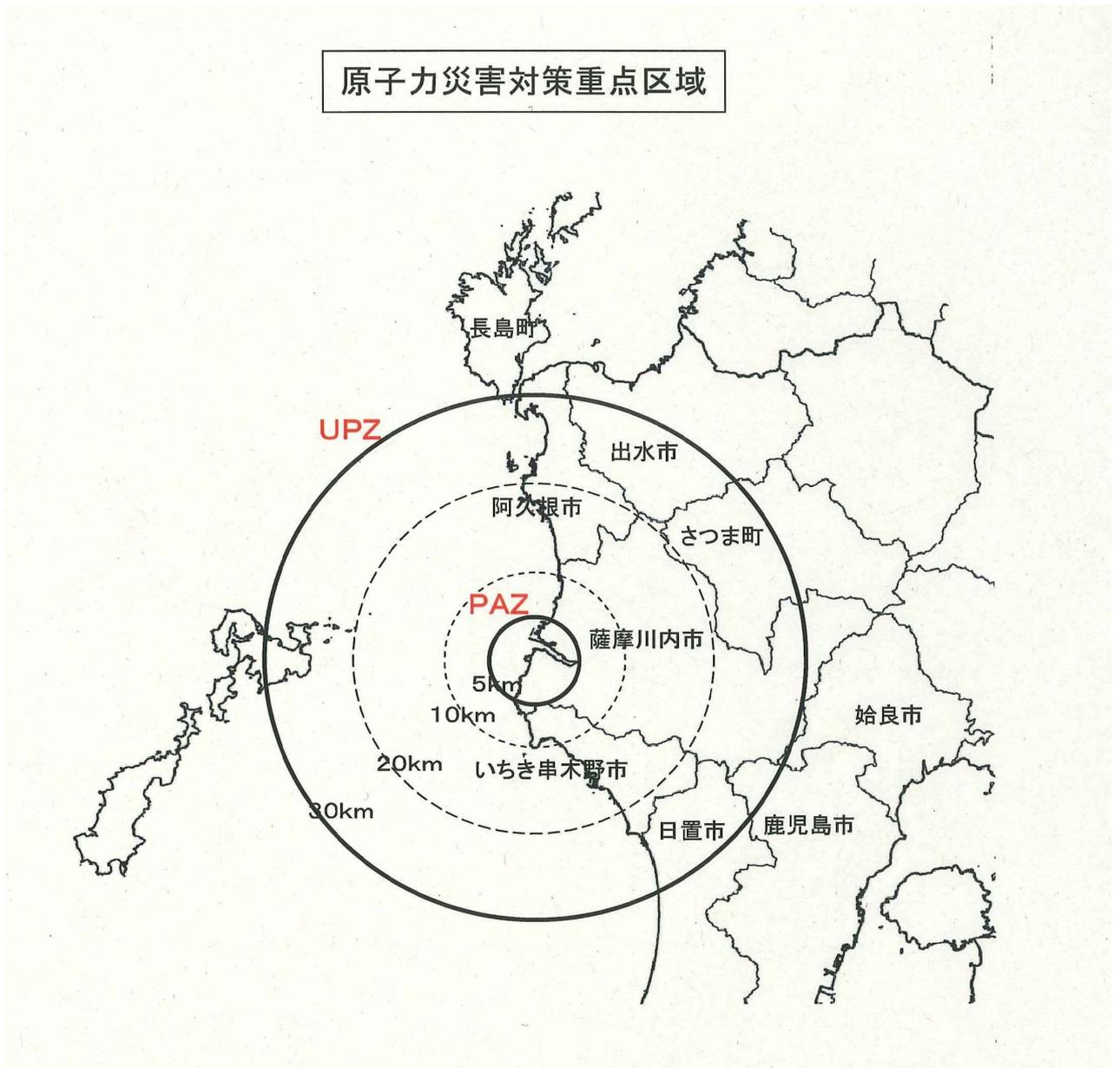
### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone、以下「PAZ」という。）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5kmとする。

### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5～30kmの範囲とする。

以上のことを踏まえ、本市において原子力災害対策重点区域は、別表1及び別図1（詳細図含む）のとおりとする。



別図1 原子力災害対策重点区域

別表1 本市における原子力災害対策重点区域（UPZ）

始良市における原子力災害対策重点区域（UPZ）
始良市蒲生町白男松生集落



別図1 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲



別図1（詳細図）

## 第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

九州電力が設定する川内原子力発電所における緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）については、巻末の資料「川内原子力発電所におけるE A Lについて」参照

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

### 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

## 第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、始良市、県、消防機関、県警察、市教育委員会、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び九州電力が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるほか、次のとおりとする。

### 第1-1 始良市

事務又は業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。</li> <li>(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。</li> <li>(4) 通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>(5) 放射線防護資機材の整備に関すること。</li> <li>(6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。</li> <li>(7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。</li> <li>(8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。</li> <li>(9) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。</li> <li>(10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</li> <li>(11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。</li> <li>(12) 住民等の避難のための立ち退きの指示等及び立入制限、警戒区域の設定に関すること。</li> <li>(13) 避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>(14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等に関すること。</li> <li>(15) 被ばく医療措置への協力に関すること。</li> <li>(16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。</li> <li>(17) 環境汚染への対処に関すること。</li> <li>(18) 各種制限措置の解除に関すること。</li> <li>(19) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。</li> <li>(20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。</li> <li>(21) 住民相談窓口の設置に関すること。</li> <li>(22) 健康相談窓口の設置に関すること。</li> <li>(23) 避難計画の作成に関すること。</li> <li>(24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。</li> <li>(25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。</li> </ul>

## 第1-2 始良市の受入事務及び業務

事務又は業務	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。</li> <li>(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。</li> <li>(4) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。</li> <li>(5) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</li> <li>(6) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。</li> <li>(7) 薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること。</li> <li>(8) 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。</li> <li>(9) 避難誘導への協力に関すること。</li> <li>(10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。</li> <li>(11) 被ばく医療措置への協力に関すること。</li> <li>(12) 環境汚染への対処に関すること。</li> <li>(13) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。</li> <li>(14) 風評被害等の影響の軽減に関すること。</li> <li>(15) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。</li> </ul>

## 第2 消防機関

機関名	事務又は業務
始良市消防本部 始良市消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</li> <li>(2) 住民等の避難等の誘導に関すること。</li> <li>(3) 傷病者の救急搬送に関すること。</li> <li>(4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。</li> <li>(5) 緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること。</li> <li>(6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。</li> </ul>

## 第3 始良市教育委員会

事務又は業務	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。</li> <li>(2) 災害時における園児及び児童及び生徒の安全対策に関すること。</li> <li>(3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。</li> <li>(4) 市立幼稚園、小学校及び中学校への災害情報の伝達に関すること。</li> </ul>

- (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関する事。
- (6) 市立幼稚園、小学校及び中学校の避難計画作成への指導・助言に関する事。

#### 第4 鹿児島県

##### 事務又は業務

- (1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- (2) 防災業務関係者に対する教育に関する事。
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関する事。
- (4) 通信連絡設備の整備に関する事。
- (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関する事。
- (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の実施に関する事。
- (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関する事。
- (8) 放射線防護資機材の整備に関する事。
- (9) 原子力災害対策の資料の整備に関する事。
- (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関する事。
- (11) 災害対策本部等の設置・運営に関する事。
- (12) 原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関する事。
- (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
- (14) 住民等の避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ）及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関する事。
- (15) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民、医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関する事。
- (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関する事。
- (17) 被ばく医療措置に関する事。
- (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関する事。
- (19) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関する事。
- (20) 原子力災害対策に係る市町村への指示、指導及び助言に関する事。
- (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事。
- (22) 風評被害等の影響の軽減に関する事。
- (23) 住民相談窓口の設置に関する事。
- (24) 健康相談窓口の設置に関する事。
- (25) 受入市町への要請等及び情報提供に関する事。
- (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関する事。
- (27) 災害時における所管道路の通行確保に関する事。

## 第5 鹿児島県警察本部 始良警察署

事務又は業務	
(1)	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(2)	住民等の避難等の誘導に関すること。
(3)	緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。
(4)	災害状況の把握及び連絡通報に関すること。
(5)	緊急輸送の先導に関すること。
(6)	防犯対策（避難所その他）に関すること。
(7)	原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
(8)	広域避難住民の避難誘導（車両等の先導を含む）に関すること。

## 第6 鹿児島県教育委員会

事務又は業務	
(1)	園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。
(2)	災害時における園児及び児童及び生徒の安全対策に関すること。
(3)	災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。
(4)	小中学校及び県立学校等への災害情報の伝達に関すること。
(5)	被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。
(6)	小中学校及び県立学校等の避難計画作成への指導・調整に関すること。

## 第7 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内各警察の指導及び調整（警察災害派遣隊等の応援派遣、装備資機材の援助等）に関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
九州財務局（鹿児島財務事務所）	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。</li> <li>(2) 関係職員の現地派遣に関すること。</li> <li>(3) 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) その他災害に関し厚生局の所掌すべきこと。</li> </ul>
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。</li> <li>(2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。</li> <li>(3) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。</li> <li>(4) 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。</li> </ul>
九州森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における国有林野、国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。</li> </ul>
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること。</li> </ul>
九州運輸局（鹿児島運輸支局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。</li> <li>(2) 災害時における自動車運送事業者に対する運輸命令に関すること。</li> <li>(3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。</li> <li>(4) 災害時における船舶運航業者に対する運航命令に関すること。</li> <li>(5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。</li> </ul>
大阪航空局（鹿児島空港事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</li> <li>(2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。</li> <li>(3) 原子力災害発生時の航空法第 80 条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。</li> </ul>
福岡管区气象台（鹿児島地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること。</li> <li>(2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。</li> <li>(3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。</li> </ul>
第十管区海上保安本部（鹿児島海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。</li> <li>(2) 災害時における海上における応急救援に関すること。</li> <li>(3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。</li> <li>(5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。</li> </ul>
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常通信体制の整備に関すること。</li> <li>(2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。</li> <li>(3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。</li> <li>(4) 災害時における電気通信の確保に関すること。</li> <li>(5) 非常通信の統制、監理に関すること。</li> <li>(6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。</li> </ul>
鹿児島労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における労働災害調査に関すること。</li> <li>(2) 産業災害防止についての監督、指導に関すること。</li> <li>(3) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての危害防止上必要な指導に関すること。</li> <li>(4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</li> <li>(5) 被災事業場の再開についての危険防止上必要な指導に関すること。</li> <li>(6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関すること。</li> <li>(7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。</li> </ul>
九州地方整備局 (鹿児島国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。</li> <li>(2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。</li> <li>(3) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</li> </ul>
九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること。</li> <li>(2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。</li> </ul>

## 第8 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊（第12普通科連隊）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における応急救援に関すること。</li> <li>(2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。</li> <li>(3) 被害状況の把握に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 避難の救助に関する事。</li> <li>(5) 行方不明者の捜索・救助に関する事。</li> <li>(6) 消防活動に関する事。</li> <li>(7) 救護に関する事。</li> <li>(8) 人員及び物資の緊急輸送に関する事。</li> <li>(9) 避難退域時検査及び簡易除染に関する事。</li> <li>(10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。</li> <li>(11) その他（生活支援等）</li> </ul>
--	---

## 第9 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本高速道路株式会社 （鹿児島高速道路事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における所管道路の通行確保に関する事。</li> <li>(2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関する事。</li> <li>(3) 緊急輸送、避難に対する協力に関する事。</li> <li>(4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の取り扱いに関する事。</li> </ul>
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関する事。</li> <li>(2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関する事。</li> </ul>
西日本電信電話株式会社鹿児島支店 KDDI株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における通信の確保に関する事。</li> <li>(2) 仮設回線の設置に関する事。</li> <li>(3) 災害時優先電話に関する事。</li> </ul>
日本郵便事業株式会社 （各郵便局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。</li> </ul>
日本赤十字社 （鹿児島県支部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における医療救護に関する事。</li> <li>(2) 被災者に対する救援物資の配布に関する事。</li> </ul>
独立行政法人国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関する事。</li> </ul>

	<p>(2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。</p> <p>(3) 被災地での医療救護に関すること。</p>
日本放送協会（鹿児島放送局）	<p>(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。</p> <p>(2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p>
日本銀行（鹿児島支店）	<p>(1) 銀行券の発行 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運営に係る措置 イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種金融措置の広報</p> <p>(6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島讀賣テレビ 株式会社あいらFM	<p>(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。</p> <p>(2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p>
社団法人鹿児島県医師会 社団法人鹿児島県歯科医師会 公益社団法人鹿児島県看護協会	<p>(1) 災害時における医療救護に関すること。</p>
公益社団法人 鹿児島県薬剤師会	<p>(1) 災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。</p>
公益社団法人 鹿児島県トラック協会 公益社団法人 鹿児島県バス協会	<p>(1) 災害時における救助物資の緊急輸送に関すること。</p>

## 第10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
学校法人	(1) 園児、児童及び生徒等に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒等の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力に関すること。 (4) 被災した園児、児童及び生徒等の把握及び心のケア等に関すること。 (5) 避難計画の作成に関すること。
錦海漁業協同組合	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 水産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (4) 汚染水産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急措置に関すること。
あいら農業協同組合	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 災害時における食料の供給支援に関すること。 (4) 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (5) 汚染農畜産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
始良西部森林組合	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 林産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 (4) 汚染林産物に係る防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
始良市商工会	(1) 災害時における必要物資等のあっせんに関すること。
避難等施設の管理者	(1) 災害時における施設の提供・協力に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送に関すること。

防災上必要な施設の 管理者 土地改良区 社会福祉施設経営者 社会福祉協議会 水道事業者 その他の団体	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に 関すること。 (2) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (3) 避難計画の作成に関すること。
--	---

## 第11 九州電力

事務又は業務
(1) 原子力発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること。 (3) 原子力発電所の災害予防に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。 (7) 原子力発電所内に一時滞在する見学者等の退避に関すること。 (8) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。 (9) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関すること。 (10) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の実施に関すること。 (11) 原子力防災資機材の整備に関すること。 (12) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (15) 相談窓口の設置に関すること。 (16) 県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に 関すること。 (17) 環境汚染への対処に関すること。 (18) 災害復旧に関すること。

## 第10節 本県以外で発生した原子力災害への対応

市は、本県以外で原子力災害が発生した場合等において、市民の安全を確保するため、原子力防災上必要と認められる場合は、本計画に基づき対応を行うものとする。

## 第 2 章

# 防災体制



## 第2章 防災体制

### 第1節 災害応急対策における対応基準

市は、別表2の「災害応急対策における対応基準」に従って、災害応急体制を執るものとする。

別表2 災害応急対策における対応基準

市の体制区分	市の体制の設置基準	市の対応	県の対応		国の対応
			県庁	オフサイトセンター	
警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州電力から異常時における連絡※を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。</li> </ul>	災害警戒本部の設置・運営	災害警戒本部の設置・運営	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の環境放射線モニタリングによる異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。</li> <li>県から警戒を要する旨の指示、指導等があったとき。</li> </ul>				
対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事象の発生通報を受けたとき。</li> </ul>	災害対策本部の設置・運営	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事象の発生通報を受けたとき。</li> </ul>				国事故現地対策本部の設置・運営
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。</li> <li>前述の通報を受ける前において、市長が特に必要があると認めたとき。</li> </ul>				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     現地事故対策連絡会議の開催 (オフサイトセンター)                 </div>
緊急時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>原災法第15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</li> </ul>				国現地本部の設置・運営
					<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害合同対策協議会</li> <li>機能グループへの参画</li> </ul>                     (オフサイトセンター)                 </div>

※「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条第2項に規定する事項をいう。

## 第2節 防災活動体制

### 第1 警戒本部体制

#### 1 災害警戒本部の設置

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等防災関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するため、あらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

#### 2 情報の収集

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、県、原子力防災専門官、九州電力等から情報を得るなど県等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

#### 3 災害警戒本部の所掌事務

- (1) 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- (2) 国、県及び九州電力との連絡調整に関すること。
- (3) 薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関係課及び消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (6) 住民等への情報提供に関すること。
- (7) その他必要な事項。

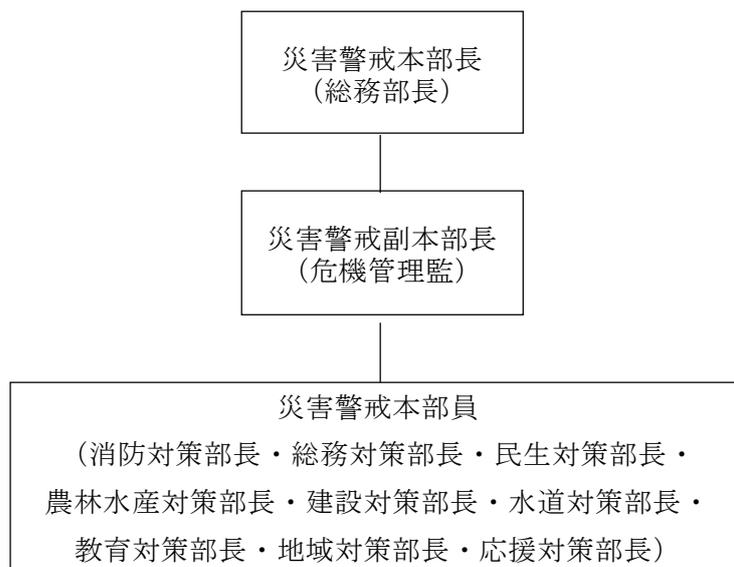
#### 4 災害警戒本部の廃止

- (1) 警戒事象又は施設敷地緊急事態を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市が災害の危険が解消したと認めたとき。

#### 5 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

別表3 災害警戒本部の組織図



別表4 災害警戒本部の組織、構成、所掌事務

職名	充当職	所掌事務
災害警戒本部長	総務部長	・市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
災害警戒副本部長	危機管理監	・警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
災害警戒本部員	消防長 企画部長 保健福祉部長 農林水産部長 建設部長 水道事業部長 教育部長 加治木総合支所長 蒲生総合支所長 議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害予防、災害応急対策の事前措置に関する事項</li> <li>・動員体制の準備に関する事項</li> <li>・情報の収集整理、通報連絡その他災害警戒本部長が必要と認める事項</li> </ul>

※災害警戒本部の庶務は総務部危機管理課が行う。

## 第2 対策本部体制

### 1 災害対策本部

#### (1) 設置

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、県へ連絡するとともに、市の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施に当たる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は、別表5「災害対策本部組織図」及び別表6「災害対策本部所掌事務」のとおりとする。

記載がない所掌事務については、「始良市災害対策本部規程」に準拠するものとする。また、必要に応じて関係機関等の出席を求め、意見聴取・連絡調整を行うものとする。

#### (2) 所掌事務

- (1) 災害状況の把握に関すること。
- (2) 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。
- (4) 住民等の避難及び立入制限に関する連絡調整に関すること。
- (5) 国への専門家の派遣要請に関すること。
- (6) 報道要請に関すること。
- (7) 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- (8) 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- (9) 県バス協会等への協力要請に関すること。
- (10) 緊急被ばく医療への協力に関すること。
- (11) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (12) 飲食物等の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- (13) 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- (14) 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- (15) 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。
- (16) 避難所の開設及び運営に関すること。
- (17) 住民相談窓口の設置及び運営に関すること。
- (18) 健康相談窓口の設置及び運営に関すること。
- (19) その他、必要な事項

#### (3) オフサイトセンター機能確認

市は、国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能しているかを確認するものとする。

#### (4) 警戒事態発生の場合の対応

##### 1) オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立上げ準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官

と連携をとり、直ちにオフサイトセンターの設営と緊急時モニタリングセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

## 2) 国事故現地警戒本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど、国事故現地警戒本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

## (5) 特定事象発生の場合の対応

### 1) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

### 2) 国事故現地対策本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国事故現地対策本部との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

## (6) オフサイトセンターが機能しない場合の対応

### 1) 国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により、国事故現地警戒本部や国事故現地対策本部が十分機能しない場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国事故警戒本部」という。）や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国事故対策本部」という。）の事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

また、情報共有及び調整をメール・FAX・電話等により行うものとする。

### 2) 代替オフサイトセンターの立上げ

市は、オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には、原子力防災専門官と連携し、オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターの代替オフサイトセンターへの移転・立上げに協力するものとする。

(参考)

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎
	日置市東市来町長里1020-1 鹿児島県消防学校

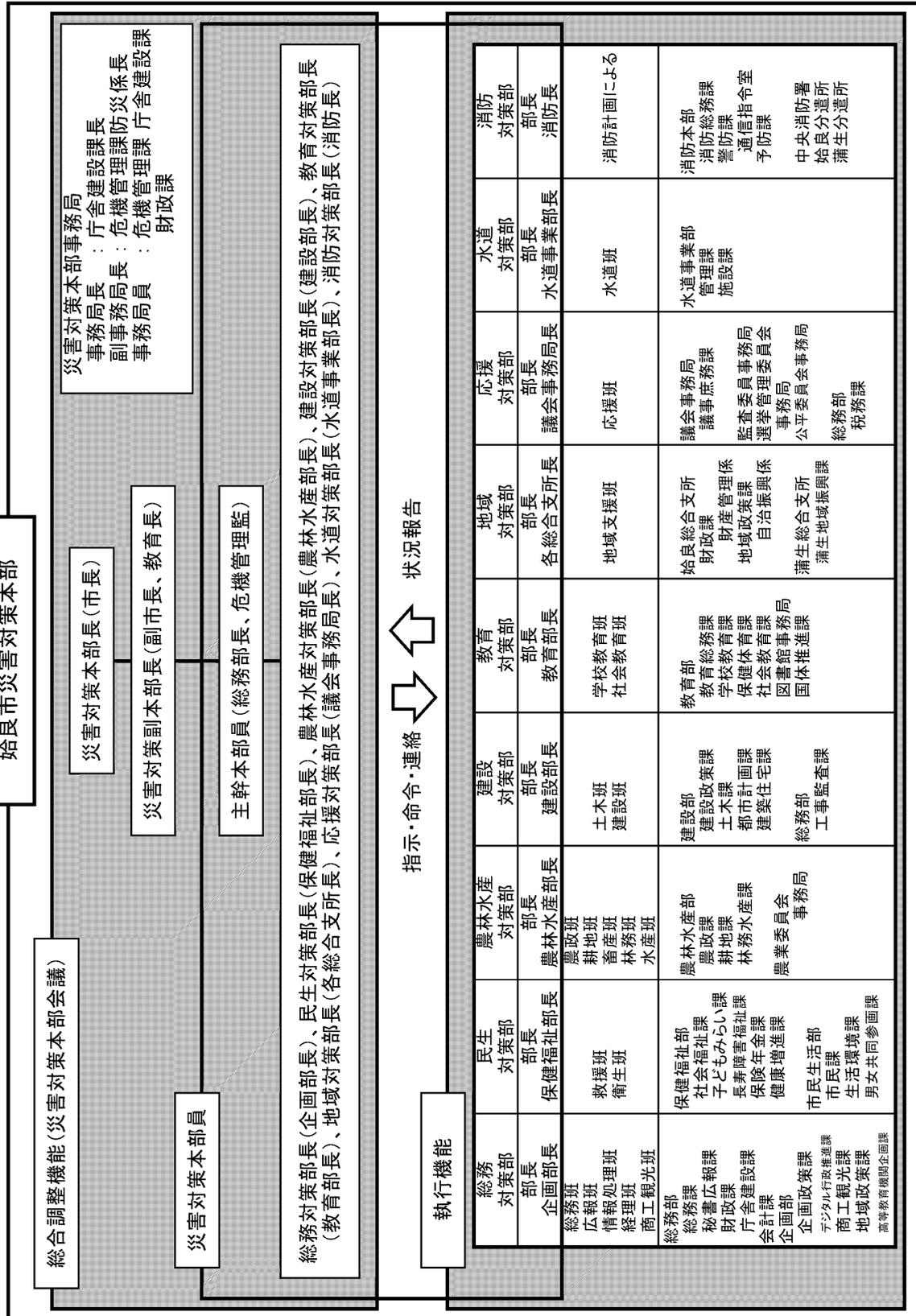
## 2 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、国事故現地警戒本部、国事故現地対策本部及び国現地本部が解散し、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又はその必要がなくなったと認めたとき廃止する。

### 3 災害対策本部の緊急時体制への移行

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、緊急時体制に移行する。

別表5 原子力災害対策本部組織図



別表6 災害対策本部所掌事務

※複合災害を考慮し、既存の一般災害対策編に原子力災害対策編関係を追加

対策部名	班名	所掌事務
災害対策本部事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関する事。</li> <li>(2) 現地本部の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(3) 各詰所の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(4) 災害応急対策に係る各対策部（詰所）との総合調整に関する事。</li> <li>(5) 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関する事。</li> <li>(6) 避難の準備、指示及び解除に関する事。</li> <li>(7) 避難誘導責任者の派遣に関する事。</li> <li>(8) 災害対策の総括に関する事。</li> <li>(9) 災害対策本部会議に関する事。</li> <li>(10) 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 災害調査の実施に関する事。</li> <li>(12) 県に対する災害報告に関する事。</li> <li>(13) 災害に係る主要事項報告に関する事。</li> <li>(14) 自衛隊の派遣要請等に関する事。</li> <li>(15) 自衛隊派遣部隊の受入に関する事。</li> <li>(16) 要員の配備、召集、編成及び出動に関する事。</li> <li>(17) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。</li> <li>(18) 防災行政無線等通信施設の管理運用に関する事。</li> <li>(19) 避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>(20) 原子力発電所との連絡調整に関する事。</li> <li>(21) 原子力発電所の異常事象の状況把握に関する事。</li> <li>(22) 防災業務関係者の被ばく管理に係る連絡調整に関する事。</li> <li>(23) 防護対策を講ずべき区域の決定及び解除に関する事。</li> <li>(24) その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関する事。</li> </ul>
総務対策部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 民間団体への協力要請に関する事。</li> <li>(4) 災害等に係る復旧対策に関する事。</li> <li>(5) 災害救助法の適用及び運用の調整に関する事。</li> <li>(6) 安定ヨウ素剤、消毒医薬品等の配布に関する事。</li> <li>(7) 緊急時モニタリングへの協力に関する事。</li> </ul>

総務対策部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 罹災証明の発行に関する事。</li> <li>(9) 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関する事。</li> <li>(10) 災害従事職員の公務災害に関する事。</li> <li>(11) 罹災職員に対する諸給付金及び貸付に関する事。</li> <li>(12) 本部事務局の補助及び協力に関する事。</li> <li>(13) 職員の被ばく管理に関する事。</li> <li>(14) 業務継続計画に関する事。</li> </ul>
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報車による広報活動に関する事。</li> <li>(2) 災害記録写真撮影に関する事。</li> <li>(3) 災害速報版写真集作成に関する事。</li> <li>(4) 災害視察に関する事。</li> <li>(5) 自治会等との連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 防災行政無線による災害広報に関する事。</li> <li>(7) 報道機関への広報依頼及び連絡調整に関する事。</li> </ul>
	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li> <li>(2) 災害状況（被災者台帳を除く）の取りまとめに関する事。</li> <li>(3) 住民情報等のデータ出力に関する事。</li> <li>(4) 災害対策本部会議の記録に関する事。</li> <li>(5) 災害統計、災害資料の作成に関する事。</li> <li>(6) 災害状況の報告、要望書等に関する事。</li> <li>(7) 被害状況の調査集計及び連絡に関する事。</li> <li>(8) 災害応急対策の時系列記録に関する事。</li> <li>(9) 避難住民の状況把握に関する事。</li> <li>(10) 災害報告書の作成に関する事。</li> </ul>
	経理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策連絡車及び輸送車両の配車計画に関する事。</li> <li>(2) 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。</li> <li>(3) 災害復旧対策に関する資金収支に関する事。</li> <li>(4) 災害対策用物品の出納に関する事。</li> <li>(5) 市災害対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関する事。</li> <li>(6) 義援金等の受領、保管及び配分に関する事。</li> <li>(7) 抛出者等に対する礼状等の発送に関する事。</li> <li>(8) 災害対策従事者に対する食料の調達に関する事。</li> <li>(9) 庁舎等に係る汚染への対処に関する事。</li> </ul>

<p>総務 対策部</p>	<p>商工 観光班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工観光班の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 商工観光関係施設の被害状況調査及び被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事。</li> <li>(4) 商工会等との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 観光客及び外国人に対する災害情報の提供に関する事。</li> <li>(6) 市有の交通機関及び公共の交通機関の運行状況の把握に関する事。</li> <li>(7) 流通対策に関する事。</li> <li>(8) 従業員の被害状況把握に関する事。</li> <li>(9) 風評被害対策に関する事。</li> <li>(10) 観光施設等に係る汚染への対処に関する事。</li> </ol>
<p>民生 対策部</p>	<p>救援 班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 民生対策部の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 保育園、社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(4) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関する事。</li> <li>(5) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。</li> <li>(8) 罹災者に対する食料の炊き出し及び配給に関する事。</li> <li>(9) 避難所の運営に関する事。</li> <li>(10) 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事。</li> <li>(11) 避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に限る。）に関する事。</li> <li>(12) 地域支援機関、専門支援機関、保育所との連絡・調整に関する事。</li> <li>(13) 要配慮者（避難行動要支援者）の避難行動支援に関する事。</li> <li>(14) 要配慮者（避難行動要支援者）の安否・避難情報の収集に関する事。</li> <li>(15) 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関する事。</li> <li>(16) 応急仮設住宅への入居に関する事。</li> <li>(17) 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関する事。</li> <li>(18) 健康相談窓口の運営に係る協力に関する事。</li> <li>(19) 罹災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関する事。</li> <li>(20) 罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の配給又は貸与に関する事。</li> </ol>

	<p>救援班</p>	<p>(21) 救援物資の輸送及び配給に関すること。 (22) 災害時における主要食料その他必要物資の調達及び斡旋に関すること。 (23) 物資供給班の所管に係る活動状況等の災害対策本部事務局への報告に関すること。</p>
<p>民生対策部</p>	<p>衛生班</p>	<p>(1) 衛生班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関すること。 (2) 救護班の編成及び派遣に関すること。 (3) 災害時における衛生広報に関すること。 (4) 負傷者の救護及び避難所の保健指導に関すること。 (5) 医療救護、助産に関すること。 (6) 医療機関に対する救護要請に関すること。 (7) 救護班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関すること。 (8) 医療機関との連絡調整に関すること。 (9) 救護所の設置及び運営に関すること。 (10) 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。 (11) 県が行う緊急被ばく医療対策への協力に関すること。 (12) 避難所における健康相談窓口の設置及び運営に関すること。 (13) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (14) 環境汚染への対処・調整に関すること。 (15) 緊急モニタリングへの協力に関すること。 (16) 汚染廃棄物の処理に関すること。</p>
<p>農林水産対策部</p>	<p>農政班・耕地班</p>	<p>(1) 農林水産対策部の総括に関すること。 (2) 林水産対策部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。 (4) 農地等の係る汚染への対処に関すること。 (5) 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関すること。 (6) 所管施設に係る汚染への対処に関すること。</p>
	<p>畜産班</p>	<p>(1) 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 (2) 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関すること。 (3) 所管施設に係る汚染への対処に関すること。</p>

	林務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>(2) 海産物等の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>(3) 各漁業協同組合との連絡調整に関する事。</li> <li>(4) 各森林組合との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 班内の所管施設の災害情報等の調査収集に関する事。</li> <li>(6) 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関する事。</li> <li>(7) 山林等に係る汚染への対処に関する事。</li> </ul>
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁業組合との連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 災害対策用船艇の斡旋に関する事。</li> <li>(3) 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関する事。</li> </ul>
建設対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土木対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関する事。</li> <li>(4) 交通対策に関する事。</li> <li>(5) 災害における通行止及び迂回路等の計画及び実施に関する事。</li> <li>(6) 道路・住宅等の汚染の除去に関する事。</li> <li>(7) 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関する事。</li> <li>(8) 道路に係る汚染への対処に関する事。</li> </ul>
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災住宅復興資金に関する事。</li> <li>(2) 避難所におけるトイレ等の設置に関する事。</li> <li>(3) 応急仮設住宅の建設・供与に関する事。</li> <li>(4) 市営住宅や公園施設等に係る汚染への対処に関する事。</li> <li>(5) 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関する事。</li> </ul>
水道対策部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 水道関係施設の災害対策に関する事。</li> <li>(4) 被災地の給水計画に関する事。</li> <li>(5) 飲料水の確保、給水に関する事。</li> <li>(6) その他上水道の管理に関する事。</li> <li>(7) 水道施設の取水制限及び給水に関する事。</li> <li>(8) 水道施設の汚染状況調査に関する事。</li> </ul>

教育対策部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育対策部の総括に関すること。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関すること。</li> <li>(3) 園児、児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること。</li> <li>(4) 所管施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること。</li> <li>(5) 教職員の動員に関すること。</li> <li>(6) 教育施設等の災害予防及び復旧対策に関すること。</li> <li>(7) 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること。</li> <li>(8) 災害後の教育環境・保健衛生に関すること。</li> <li>(9) 教育施設に係る汚染への対処に関すること。</li> </ul>
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の災害調査並びに災害対策に関すること。</li> <li>(2) 跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。</li> <li>(3) 社会教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関すること。</li> <li>(4) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関すること。</li> <li>(5) 社会教育施設に係る汚染への対処に関すること。</li> </ul>
地域対策部	地域支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民相談に関すること。</li> <li>(2) 自治会長等との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 避難所の開設、管理に関すること。</li> <li>(4) 避難者の輸送に関すること。</li> <li>(5) 住民の避難等に関する総合調整に関すること。</li> <li>(6) 広報に関すること。</li> </ul>
応援対策部	応援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災地住民登録への協力に関すること。</li> <li>(2) 避難バス等への添乗に関すること。</li> <li>(3) 広報車による広報活動に関すること。</li> <li>(4) 被災世帯の固定資産等の調査に関すること。</li> <li>(5) 被災者に係る納税の減免・猶予に関すること。</li> <li>(6) 避難所責任者等との連絡調整に関すること。</li> <li>(7) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。</li> <li>(8) その他、本部長の特命に関すること。</li> </ul>

消防対策部	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 消防対策部の総括に関する事。</li><li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び本部事務局、県への報告に関する事。</li><li>(3) 住民の避難誘導、救出等に関する事。</li><li>(4) 警戒、警備、防ぎょ活動等に関する警察等との連絡調整に関する事。</li><li>(5) 傷病者の救急搬送に関する事。</li><li>(6) 災害時派遣医療チーム(DMAT : Disaster medical Assistance Team) への要請及び調整に関する事。</li><li>(7) 消防団の指揮監督に関する事。</li><li>(8) 防護対策を講ずべき区域の住民等に係る立入りの制限、解除に関する事。</li><li>(9) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事。</li><li>(10) 県が行う警戒警備体制等への協力に関する事。</li><li>(11) 緊急消防援助隊の要請に関する事。</li><li>(12) 鹿児島県消防相互応援協定に基づく要請に関する事。</li></ol>
-------	---

別表7 避難誘導責任者等の所掌事務

対策部名	対策部長	責任者名	要員	所掌事務
消防対策部	消防長	中央消防署長	消防対策本部員(署所員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民等の避難誘導に関すること。</li> <li>(2) 避難名簿により住民等の確認を行い、指定する車両に乗車させること。</li> <li>(3) 避難所における住民の誘導及び避難所責任者への協力に関すること。</li> <li>(4) 避難完了の確認に関すること。</li> <li>(5) 本部等との連絡調整に関すること。</li> </ul>
民生対策部	保健福祉部長	救護班長	救援班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所の開設等に関すること。</li> <li>(2) 住民等に対する被災地住民登録票の配布等に関すること。</li> <li>(3) 医療班との連絡に関すること。</li> <li>(4) 本部から搬送される安定ヨウ素剤の受け取りに関すること。</li> <li>(5) 本部等との連絡調整に関すること。</li> </ul>

### 第3 緊急時体制

#### 1 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制となる。

原子力災害合同対策協議会の構成員等は別表8の「原子力災害合同対策協議会の構成員等」のとおりとする。

#### 2 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、副市長等をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策に向けた調整を行うものとする。

#### 3 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

- ① 災害状況の把握に関すること。
- ② 国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。
- ④ 報道要請に関すること。
- ⑤ 自衛隊への派遣要請に関すること。
- ⑥ 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- ⑦ 県バス協会等への協力要請に関すること。
- ⑧ 緊急被ばく医療への協力に関すること。
- ⑨ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- ⑩ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- ⑪ 交通規制・緊急輸送等に関すること。
- ⑫ 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画。
- ⑬ その他必要な事項。

#### 4 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。

別表8 原子力災害合同対策協議会の構成員等

原子力災害合同 対策協議会	副市長	
協議会機能班 構成員	総務部総務課長補佐（放射線班） 総務部危機管理課長補佐（住民安全班）	
機能及び任務	関係者の情報 共有相互協力 のための調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) オフサイトセンター内の情報共有</li> <li>(2) 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認</li> <li>(3) 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整</li> <li>(4) 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡</li> <li>(5) 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告の確認</li> <li>(6) オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認</li> <li>(7) 緊急事態応急対策実施区域の拡大、縮小、緊急事態宣言等についての国の対策本部への提言</li> </ul>

(1) 機能班の主な業務等

(業務の詳細については、原子力防災会議幹事会作成の『原子力災害対策マニュアル』及び、川内原子力規制事務所『原子力緊急事態等現地対応マニュアル（川内版）』による。)

機能班	主 な 業 務	
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議会運営の事務局</li> <li>(2) 現地対策本部長の補佐</li> <li>(3) 協議会の調整事項の伝達</li> <li>(4) 国、自治体等との連絡調整</li> <li>(5) 屋内退避、避難の情報集約</li> <li>(6) 緊急事態解除宣言の具申</li> </ul>
広報班	報道機関等対応住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報道機関等への対応</li> <li>(2) 住民等への対応</li> </ul>
放射線班	放射線影響評価放射線濃度予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境放射線状況の整理</li> <li>(2) 被ばく線量の予測</li> <li>(3) モニタリングデータ集約</li> <li>(4) 屋内退避、避難指示の検討</li> <li>(5) 飲食物摂取制限指示検討</li> </ul>

医療班	被災者に対する医療活動の把握	(1) 被害状況の把握 (2) 救助、救命状況の把握
住民安全班	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整 被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	(1) 屋内退避、避難状況の把握 (2) 救助、救命状況の把握 (3) 交通規制状況の把握 (4) 緊急輸送実施状況の把握 (5) 飲食物摂取制限状況の把握
運営支援班	オフサイトセンターの管理	(1) 対策拠点の環境整備 (2) オフサイトセンターの出入り管理 (3) 参集者の食料等の調達
実動対処班	実動組織との連絡調整	(1) 実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整
プラントチーム	原子力事業所に関する情報の収集、整理	(1) 事故情報の把握および進展予測 (2) プラントの状況に関する情報提供

## 第 3 章

# 原子力災害事前対策



## 第3章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

災害対策本部事務局

#### 第1 原子力事業者防災業務計画の協議

市は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴衆を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

#### 第2 原子力防災管理者の選任等の届け出の受理

市は、九州電力が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任並びに放射線測定設置及び原子力防災資機材の現況について、県からの届け出の写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

### 第3節 立入検査と報告の徴収

災害対策本部事務局

#### 第1 立入調査等

市は、九州電力との間に締結している「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合で、原災法の施行に必要なときは、同行して、九州電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置について、確認するものとする。

#### 第2 身分証明書の携帯

立入調査に同行する市の職員は、「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、九州電力に対し、職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

## 第4節 原子力防災専門官との連携

災害対策本部事

### 1 原子力防災専門官との連携

市は、始良市地域防災計画・原子力災害対策編の修正、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策、広域連携などの緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

また、市は、緊急時に備えて原子力防災専門官との連絡手段を常時確保しておくものとする。

### 2 上席放射線防災専門官との連携

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備への協力、緊急時モニタリング、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

全 部

### 第1 関係機関等との連携強化

- (1) 市は、平常時から関係機関との連携強化を進めることにより災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。  
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、市内の備蓄量及び供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

### 第2 公共用地等の有効活用

市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

災害対策本部事務局 総務対策部

市は、国、県、薩摩川内市、九州電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

#### 1 市と防災関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、薩摩川内市、九州電力、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点における情報通信のためのネットワークを強化する。

#### 2 機動的な情報集収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### 3 情報の収集・連絡に当たる要員の指名

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指名しておくなど体制の整備を図るものとする。

#### 4 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線数新システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

#### 5 移動通信系の活用体制

市は、市の災害対策要員との連絡を密にするため、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の整備を図るほか、防災関係機関と連携し、衛星携帯電話、インターネットメール、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

#### 6 情報の収集・連絡システムのIT化

市は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

また、市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（防災情報共有プラットフォーム）に集約できるよう努めるものとする。

さらに、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みとして災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を

求めることができる仕組みとして始良市防災・地域情報メールの職員参集機能の活用を行うものとする。

## 第2 情報の分析整理と活用体制の整備

### 1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

### 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について、防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について推進に努めるものとする。

### 3 防災対策上必要とされる資料の整備と備え付け

市は、国、県及び九州電力と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新なものとなるよう更新し、災害対策本部室等に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

## 第3 通信手段の確保

市は、国、県及び関係機関と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が、迅速かつ確実に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法について事前調整するものとする。

### 1 専用回線網の活用

#### 市と国、県等との間の専用回線網の維持

市は、国、県及び関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の活用を努めるものとする。

### 2 通信手段・経路の多様化

#### (1) 防災行政無線の確保・活用

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

#### (2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

**(3) 機動性のある緊急通信手段の活用**

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の原子力防災への活用に努めるものとする。

**(4) 災害時優先電話等の活用**

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

**(5) 通信輻輳の防止**

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で、非常時における運用計画を定めておくものとする。

**(6) 非常用電源等の確保**

市は、県及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するよう努めるものとする。

**(7) 保守点検の実施**

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し適切な管理を行うものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

災害対策本部事務局 総務対策部

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制等を整備するものとする。

### 第1 警戒本部体制をとるために必要な体制の整備

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総務部長を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるようあらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先含む。）等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。なお、参集にあつては、始良市防災・地域情報メールの職員参集機能を活用するため、必要な職員の登録を行うものとする。また、参集マニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

### 第2 災害対策本部体制等の整備

#### 1 災害対策本部等の体制整備

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

#### 2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡協議会をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段を定めておくものとする。

### 第3 緊急時体制の整備

#### 1 緊急時体制の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、直ちに対策本部体制から緊急時体制に移行するものとする。

#### 2 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制

市は、原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。

同協議会は、国の現地対策本部、県、薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため、市は同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官と協議して定めておくものとする。

### 3 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから、市はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 第4 長期化に備えた動員体制の整備

### 1 職員の動員体制

市は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

### 2 医療関係者の配置

市は、長期間における災害対応において、職員の心身の状態を健全に維持するため、保健師、精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

## 第5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、自衛隊、警察、第十管区海上保安部、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

## 第6 警察災害派遣隊（県原子力防災計画抜粋）

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

## 第7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について協定の締結の推進、消防相互応援体制の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な県への派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 第8 自衛隊派遣要請体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連

絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣要請内容（救急・救助・応急医療・緊急輸送等）について、平常時より関係部署と調整を行うものとする。

## 第9 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制（県原子力防災計画抜粋）

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学菅生研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

## 第10 広域的な応援協力体制等

### 1 他の市町村等との応援協定の締結

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに他の市町村及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、県の協力のもと、他の市町村等との応援協定締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、他の市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮するものとする。

### 2 応援要請に必要な準備

市は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県や他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### 3 隣接県との連携（県原子力防災計画抜粋）

県は、環境放射線モニタリングや避難体制、防災訓練等に関し、平常時から、熊本県及び宮崎県と緊密な連携を図るものとする。

## 第11 オフサイトセンター（県原子力防災計画抜粋）

### 1 オフサイトセンターの指定等

県は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

### 2 オフサイトセンターの整備・活用

(1) 県は、国と連携してオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点とし

て平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

- (2) 県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (4) 県及び国は、オフサイトセンターが使用できない場合に、これを代替する施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

## 第12 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

以下鹿児島県原子力防災計画抜粋

### 1 緊急時モニタリングの実施体制

#### (1) 環境放射線チーム

知事は、警戒本部を設置したときは、緊急時モニタリングの準備のために直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置するものとする。

なお、緊急時モニタリングセンターが設置された場合には、環境放射線チームは緊急時モニタリングセンターに移行するものとする。

#### (2) 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、ERCチーム放射線班からの指示により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により編成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備と立ち上げに協力する。

### 2 平常時からの環境放射線モニタリング

県及び九州電力は、緊急時に原子力発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率の測定及び水道水、葉菜等の環境試料の放射能分析）を適切に実施し、県内の状況把握に努めるものとする。

### 3 緊急時モニタリング実施体制の整備

県は、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング資機材の整備・維持、

モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

#### (1) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針に基づき、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

#### (2) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、テレメーターシステム、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置及び携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

また、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関との情報共有及び公表を迅速に行うための緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムを整備する。

#### (3) 環境放射線監視強化区域の監視体制

県は、風向等気象条件による放射性物質又は放射線の影響を確認するため、環境放射線監視強化区域にモニタリングポストを整備するなど環境放射線の監視体制に万全を期すものとする。

#### (4) 要員の確保

国（原子力規制委員会は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの要員を受け入れるための受入体制を確保する。

県は、モニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

#### (5) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力、県外原子力事業者及び関係指定公共機関と定期的な連絡会、訓練を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

#### (6) 緊急時対策支援システム等の整備

##### 1) 緊急時対策支援システムの整備

国（原子力規制委員会）は、緊急時対策支援システム（E R S S（Emergency Response Support System）という。）について、自然災害により情報が途絶することがないように適切に整備、維持、管理するものとする。

##### 2) 緊急時運転パラメータ伝送機器の整備

九州電力は、必要な緊急時運転パラメータの伝送機能を平常時から適切に整備、維持、管理するものとする。

#### **4 九州電力における環境放射線モニタリング体制の整備**

九州電力は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

排気筒モニタや敷地境界モニタリングポストのデータを伝送する県伝送計算機及び伝送機器については、自然災害により情報が途絶することがないように、適切に整備、維持及び管理するものとする。

#### **第13 専門家の派遣創生手続き**

市は、九州電力より施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

#### **第14 放射性物質による環境汚染への対処のための整備**

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、農地、山林、道路、公園、学校等における放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員の確保等）を行うものとする。

## 第8節 複合災害に備えた体制の整備

全部

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

### 第2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

### 第3 災害応急体制の整備

#### 1 被ばく医療体制の整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、複合災害への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。

また、県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制を整備する。

#### 2 広域的な応援協力体制の整備

市は、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

#### 3 モニタリング体制等の整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、複合災害による道路等の被災、自動観測局や資機材等の被災及び職員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を整備する。

## 第4 避難収容体制の整備

### 1 避難計画の整備

市は、複合災害時でも避難が行えるよう、道路等の状況等を考慮し、避難計画を作成する。

### 2 避難所の整備

市は、複合災害時の避難所の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

また、薩摩川内市等からの広域的な避難に備え、受入体制について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備する。薩摩川内市及び阿久根市からの広域避難に対する避難施設等は、第6編資料編10「原子力災害広域避難計画に関する資料」参照。

## 第5 緊急輸送活動体制の整備

### 1 職員の派遣体制

市は、国・県及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

### 2 資機材の搬送体制

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

### 3 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリコプター輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

## 第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時において、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（屋外同報系による。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）や緊急速報（エリアメール等）、始良市防災・地域情報メール等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

## 第7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、複合災害時に周辺住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

## 第8 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

市は、国、県、防災関係機関と連携し、本章第15節に定める人材育成及び第16節に定める防災訓練等を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

## 第9節 避難収容活動体制の整備

災害対策本部事務局 総務対策部 民生対策部 建設対策部 地域対策部 消防対策部

### 第1 避難等の方法

#### 1 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

- (1) 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、緊急事態応急対策実施区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- (2) 市、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施にあたり、避難誘導にあたるものとする。

#### □2 コンクリート屋内退避（県原子力防災計画抜粋）

#### 2 コンクリート屋内退避（県原子力防災計画抜粋）

コンクリート屋内退避は、原則として災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

- (1) 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから、原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ、退避するコンクリート建屋、避難経路等を指定するものとする。
- (2) 災害対策本部長は、コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは、職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- (3) 市、県警察等関係機関は、住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- (4) 避難誘導者は、避難住民等に対し、コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

#### 3 避難（県原子力防災計画抜粋）

避難は、原則として緊急事態応急対策実施区域外（海上にあつては、警戒区域外）に退避するものとする。

- (1) 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対し避難を指示するものとし、指示にあたっては、あらかじめ指定している避難所のうちから、原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ、避難する避難所、避難経路等を指定するものとする。
- (2) 災害対策本部長は、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。
- (3) 市、県警察等関係機関は、住民等の避難の実施にあたり、避難誘導を行うものとする。
- (4) 避難誘導者は、避難住民等に対し、避難にあたっての携行品を必要最小限に制

限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

- (5) 県、第十管区海上保安本部、県警察等関係機関は、警戒区域内の海上の船舶に対し、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

## 第2 避難計画の作成

市は、国、県、九州電力及び関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導等「始良市原子力防災避難計画」を作成する。

### 1 PAZ内の避難計画（県原子力防災計画抜粋）

#### (1) 迅速な避難体制の構築

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

#### (2) 一時避難所への避難

PAZ内の住民等に係る防護措置については、避難することを原則とするが、避難が遅れた住民等のために、必要に応じて一時避難ができる施設に避難するものとする。

### 2 UPZ内の避難計画（県原子力防災計画抜粋）

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

### 3 留意事項（県原子力防災計画抜粋）

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はUPZ外とする。

また、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。避難計画には、PAZ及びUPZの地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

### 4 避難施設等調整システムの整備（県原子力防災計画抜粋）

#### 4 避難施設等調整システムの整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、UPZ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったときは、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合に備え、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

## 第3 避難所等の整備

### 1 避難所等の整備

#### (1) 避難所等の指定

市は、学校やコミュニティセンター等を対象に、避難所等をあらかじめ指定するものとする。

また、市は避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所等や避難経路が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。なお、必要に応じて国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

#### (2) 避難所設備の整備

避難所等として指定された建物等については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

### 2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県等と連携し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

### 3 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに、具体的なコンクリート屋内退避施設及び体制の整備に努める。

### 4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整備に努めるものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 5 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

### 6 救助に関する施設等の整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、

施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

## 7 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

## 8 避難場所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、必要な貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。

## 9 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。

# 第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

## 1 要配慮者避難支援計画等の整備

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

### (1) 情報の共有

必要に応じて避難誘導や輸送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

### (2) 避難支援計画等の整備

市は、県の助言のもと、前述の検討を踏まえ、要配慮者の避難支援計画等を整備するものとする。

## 2 病院等医療機関の避難計画の整備（県原子力防災計画抜粋）

### (1) 避難計画の作成

原子力発電所から 10 km 圏内の病院等医療機関の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

### (2) 避難先調整の仕組み

県は、UPZ内の医療機関の一時移転等に備え、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登

録するとともに、避難体制を整備するなど、入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

### 3 社会福祉施設の避難計画の整備等（県原子力防災計画抜粋）

#### （1）避難計画の作成

原子力発電所から 10 km圏内の介護保険施設、障害者支援施設等の管理者は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方法等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

#### （2）避難先調整の仕組み

県は、UPZ内の社会福祉施設の一部移転等に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに、避難体制を整備するなど、入所者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。

#### （3）災害協定の締結等

県は、PAZ及びUPZ内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定の締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

## 第5 学校施設等における避難計画の整備（県原子力防災計画抜粋）

### k1 避難計画の作成

#### 1 避難計画の作成

UPZ内の学校施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

#### 2 生徒等の保護者への引き渡しに関するルールの整備

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

## 第6 不特定多数の者が利用する施設等における避難計画の整備

UPZ内の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は、県及び市と連携し避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努めるものとする。

## 第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

## 第8 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 第9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、県と連携し、警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 第10 避難場所・避難方法等の周知

### 1 避難場所等の周知

市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずることにも留意する。

### 2 住民に提供する情報の整理

避難を迅速に実施するためには、具体的な避難計画を、県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県、関係周辺市町及び九州電力と連携のうえ、警戒事象及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

### 3 P A Z内の住民の円滑な避難への配慮（県原子力防災計画抜粋）

U P Zを含む市町は、P A Z内の住民に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からU P Z内の住民に対して理解を求めるものとする。

### **第11 避難のための輸送施設の整備**

市は、住民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努めるものとする。

### **第12 広域避難のための他県の都市との協定の締結**

市は、住民等の広域避難のために、他県の都市との協定の締結に努めるものとする。

### **第13 飼養動物の保護**

市は、飼養動物の保護に関し、避難所や収容施設等での飼養について、保護計画の検討に努めるものとする。

## 第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限（県原子力防災計画抜粋）

### 第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

## 第11節 緊急輸送体制の整備

災害対策本部事務局 建設対策部

### 第1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### 第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、県及び県警察が行う当該設備の整備に協力し、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

（以下県原子力防災計画抜粋）

#### 1 緊急輸送活動のための施設の把握・点検等

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。

また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

#### 2 道路関連設備の整備

県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

県及び県警察は、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び受入市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実に努めるものとする。

#### 3 運転者の義務の周知等

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

#### 4 交通管理体制の整備

##### （1）PAZから迅速に避難するための体制整備

県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

##### （2）警備業者への要請

県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ「災害時における交通誘

導業務等に関する協定（平成9年10月8日締結）」に基づき、一般社団法人鹿児島県警備業協会に対し、交通誘導の実施等応急対策を迅速に要請できる体制を整えるものとする。

## 5 臨時ヘリポートの有効利用の推進

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として位置付けるとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するとともに維持管理に努めるものとする。

## 6 物資の緊急輸送に係る運送業者との協力体制整備

県は、国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

## 7 物資の調達・輸送に必要な環境整備の推進

県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

## 8 緊急通行車両標章の事前届出の普及等

県は、国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

災害対策本部事務局 民生対策部 消防対策部

### 第1 救急・救助活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車の整備に努めるものとする。

### 第2 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 第3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備（県原子力防災計画抜粋）

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

#### 1 医療活動用資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

#### 2 緊急被ばく医療活動体制等の整備

##### (1) 緊急被ばく医療体制等の整備

県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

##### (2) 被ばく医療機関の選定等

県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 被ばく医療に係る医療情報システムの整備

県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

##### (4) 広域的な被ばく医療体制の整備

県は、国と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関、一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。

### 1) 初期被ばく医療体制

避難退域時検査場所等における救護所等では、サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び拭き取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤投与、軽度の外傷等の治療、健康相談等を行う。

#### ① 救護所

原則として避難退域時検査及び避難先となる市町に1カ所ずつ設置する。

また、緊急被ばく医療に必要な資機材は、関係の保健所等に配置・保管する。

#### ② 緊急被ばく医療対策班

救護所の増設に伴い、避難退域時検査チーム、簡易除染チーム、健康管理チーム等の業務に従事する人員を確保するため、県内の医療機関に協力を要請するとともに、必要とする専門知識・技術の習得のための研修等への派遣や、防災訓練等を行う。

### 2) 二次被ばく医療体制

避難退域時検査場所等における救護所等において一定レベル以上の被ばく（汚染）が確認された者に対して、シャワー等を用いた二次除染並びにホールボディカウンタを用いた内部被ばくを測定する。併せて、応急医療措置・搬送を行う。

#### ① 二次除染及び被ばく線量評価

関係保健所等に除染テントを配備するとともに、機動性のあるホールボディカウンタ等搭載車を整備し、広域避難に迅速・適確に対応する。

なお、現在、川薩保健所及び済生会川内病院に設置されている被ばく医療施設内の設備については、当該施設が避難対象区域に該当しない場合には、引き続き活用する。

#### ② 医療措置等

二次除染後、被ばく（汚染）レベルが一定以下と確認された傷病者に対しては、地元医療機関の協力を得て必要な医療処置を行う。

なお、地元医療機関で対応できない傷病者は、鹿児島大学病院や三次被ばく医療機関に搬送する。

また、済生会川内病院が避難対象区域に該当しない場合は、同院においても治療を行ない、集学的治療等が必要な患者等は、後方支援医療機関である鹿児島大学病院へ搬送する。

#### ③ 医療従事者の育成

全身・創傷等の二次除染、甲状腺等の内部被ばくを含む線量評価、内部被ばく患者、高線量被ばく患者、三次被ばく医療機関への搬送判断などに適確に対応するため、医師・保健師・放射線技師等の育成を図る。

### 3) 三次被ばく医療体制

初期及び二次被ばく医療機関等での対応が困難な場合等の対応は、被ばく医療に関する高度専門的な医療を提供できる医療機関である広島大学及び放射線医学総合研究所（千葉市）が行う。

また、本県内の二次被ばく医療機関の収容能力を超えた場合等の対応を長崎大学が行う。

① 搬送体制の整備

三次被ばく医療機関等への搬送手段として、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター等を活用することとする。

② 初期及び二次被ばく医療機関等との連携・協力体制の構築

初期・二次被ばく医療機関等からの被ばく患者受入れや、これらの機関等における治療方針の決定等を円滑に実施するため、平常時から三次被ばく医療機関等から専門的な技術援助等を受けられる体制を整備する。

### 3 関係機関との整合性ある計画の作成

県は、緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう、九州電力及び関係機関との整合性のある計画を作成するものとする。

### 4 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備に努めるものとする。

## 第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、市町村、医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤を予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

### 1 事前配布体制の整備

#### （1）予備の安定ヨウ素剤の備蓄

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

#### （2）説明会による事前配布

県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。

また県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事

前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

### (3) 安定ヨウ素剤の再配布等

県は薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。

また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

## 2 緊急時における配布体制の整備

### (1) 医師、薬剤師の手配等

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

### (2) 説明書等の準備

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

## 3 副作用の対処に伴う体制整備

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

## 第5 消火活動用資器材等の整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、平常時から薩摩川内市、関係周辺市町及び、九州電力等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

## 第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

### 1 資機材の計画的な整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材等を計画的に整備するものとする。

また、市に配備された安定ヨウ素剤については、使用期限である5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配備する。

## 2 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第7 物資の調達、供給活動

### 1 物資の調達等体制の整備

#### (1) 調達等体制の整備

市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

#### (2) 物資の備蓄等

備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

### 2 物資の緊急輸送活動体制の整備

市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点とするなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

### 3 国や県の支援体制（県原子力防災計画抜粋）

#### (1) 国の支援体制

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。

#### (2) 県の支援体制

県は、災害の規模等に鑑み、薩摩川内市、関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

## 第8 大規模・特殊災害における救助隊の整備（県原子力防災計画抜粋）

県は、国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

災害対策本部事務局 総務対策部 民生対策部 地域対策部

### 第1 住民等に提供すべき情報の整理

市は、国及び県と連携し、警戒事象又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

### 第2 情報伝達体制の整備

#### 1 情報伝達施設・設備の整備

市は、的確な情報を常に伝達できるよう、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

#### 2 住民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### 3 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

#### 4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、電気通信事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット（ホームページ、電子メール、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、コミュニティFM放送、CATV、緊急速報（エリアメール等）、始良市防災・地域情報メール等の活用など、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定

災害対策本部事務局 総務対策部 地域対策部 消防対策部

市は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

### 第1 オフサイトセンターの機能移転（県原子力防災計画抜粋）

オフサイトセンターが、自然災害や原子力災害により、避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて、県は国と連携して、代替オフサイトセンターを整備しておくものとする。

代替オフサイトセンターについては、施設整備の内容も含め、今後の国の動向等を踏まえ、整備するものとする。

別表9

代替オフサイトセンター	鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎
	日置市東市来町長里1020-1 鹿児島県消防学校

### 第2 行政機能移転

市は、庁舎等が使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする

### 第3 県の出先機関の行政機能移転（県原子力防災計画始良市関係分抜粋）

県の出先機関の庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

別表10

県出先機関	機能移転先
宮之城高等技術専門学校	始良高等技術専門学校
鹿児島障害者職業能力開発校	始良高等技術専門学校
川薩清修館高等学校	蒲生高等学校

## 第15節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報配信

総務対策部 教育対策部 地域対策部

### 第1 住民等に対する原子力防災に対する知識の普及啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に市や国及び県などが講ずる対策の内容に関すること。
- (6) 避難所に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (10) その他原子力防災に関すること。

市報等を活用し、UPZ圏内だけではなく、市全域へ広く周知を図るものとする。

### 第2 社会教育を通じての啓発（県原子力防災計画抜粋）

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

#### 1 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

#### 2 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

### 第3 各種団体を通じての啓発（県原子力防災計画抜粋）

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

### 第4 防災教育の充実

市及び教育委員会は市立学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、市立学校においては、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、児童生徒等の安全の確保に努めるとともに、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

## 第5 要配慮者への配慮

市が防災知識の普及・啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

## 第6 避難状況の確実な把握

市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難した場合等に、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 第7 資料等の整理、教訓等の情報発信

### 1 資料の収集・整理

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

### 2 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第16節 防災業務関係者の人材育成

総務対策部 農林水産対策部 建設対策部 水道対策部

### 第1 防災業務関係者に対する研修

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者を対象に研修を実施するものとする。

研修成果については、訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に市、県及び国等講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

## 第17節 防災訓練等の実施

全部

### 第1 訓練計画の策定

#### 1 市の訓練計画

市は、国、県、九州電力等防災関係機関の支援のもと、関係周辺市町、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助訓練

#### 2 国の総合的な防災訓練計画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な、防災訓練に市域が含まれる場合は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害・重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に協同して参画するものとする。

### 第2 訓練の実施

#### 1 要素別訓練の実施（県原子力防災計画抜粋）

県は、計画に基づき、国、自衛隊、九州電力等関係機関と連携して、防災活動の要素ごと又は要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

#### 2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、県、九州電力等防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

#### 3 自衛隊と共同の防災訓練（県原子力防災計画抜粋）

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

## 第3 実践的な訓練の実施と事後評価

### 1 実践的な訓練の実施

市は、訓練を実施するにあたり、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時刻を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。

### 2 訓練の評価と防災体制の改善

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県、九州電力等関係機関と連携し、専門家等を活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第18節 原子力発電所上空の飛行規制（県原子力防災計画抜粋）

### 第1 国の規制措置等

鹿児島空港事務所長は、航空機事故に起因する原子力災害の発生を防止するため、原子力発電所上空の航空安全確保に関する以下の規制措置を行うとともに、原子力発電所上空の飛行規制について周知徹底を図るものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行は、できる限り避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）

（「原子力関係施設上空の飛行の規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）

県は国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

### 第2 九州電力の措置

九州電力は、原子力発電所であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

## 第19節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（県原子力防災計画抜粋）

核燃料物質等の運搬の事故については、原子力発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であることから、防災関係機関においては次により対応するものとする。

### 第1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

### 第2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

### 第3 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安庁職員の安全確保を図りつつ、九州電力等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

### 第4 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第20節 災害復旧への備え

災害対策本部事務局

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第 4 章

# 緊急事態応急対策



## 第4章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、九州電力から特定事象等の通報があった場合の対応、原子力緊急事態宣言が発出された場合の原子力緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章で示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（県原子力防災計画抜粋）

災害対策本部事務局 総務対策部

#### 第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### 1 情報収集事態が発生した場合

###### (1) 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

###### (2) 九州電力からの連絡

九州電力の原子力防災管理者は、情報収集事態を認知した場合は、直ちに発電所の状況を確認し、県に連絡するものとする。

###### (3) 県の確認

県は、国からの情報収集事態の情報提供又は九州電力からの連絡を受けた場合には、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに九州電力に発電所の状況について確認するものとする。

また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

###### (4) 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果、発電所に異常の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市及び関係周辺市町並びに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### 2 警戒事態が発生した場合

###### (1) 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会をはじめ県、薩摩川内市、関係機関等へ連絡するものとする。

## (2) 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、避難手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、避難手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

## (3) 県からの関係機関等への連絡

県は、国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、関係する指定地方公共団体に連絡するものとする。

また、必要に応じて、警戒事態の発生及びその後の状況について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

# 3 九州電力から施設敷地緊急事態発生のお知らせがあった場合

## (1) 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに、県、原子力規制委員会等主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。なお、県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

なお、これらの連絡系統図は別図2「連絡系統図」のとおりとする。

## (2) 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部及び公衆に連絡するものとする。

## (3) 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施等の要請

国事故対策本部は、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保）を行うよう要請するものとし、関係周辺市町に対し屋内退避の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保）の協力を要請するものとする。

#### (4) 国の職員による現場の状況等確認の連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、薩摩川内市、関係周辺市町、関係周辺都道府県に連絡するものとする。

#### (5) 県からの関係機関等への連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ① 薩摩川内市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡
- ② 連絡の際は、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をU P Z内の住民等に伝達するよう依頼
- ③ 必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

### 4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

#### (1) 原子力防災専門官等への連絡等

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置している環境放射線監視テレメータシステムによりモニタリングポストにおいて、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官に連絡するとともに、必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

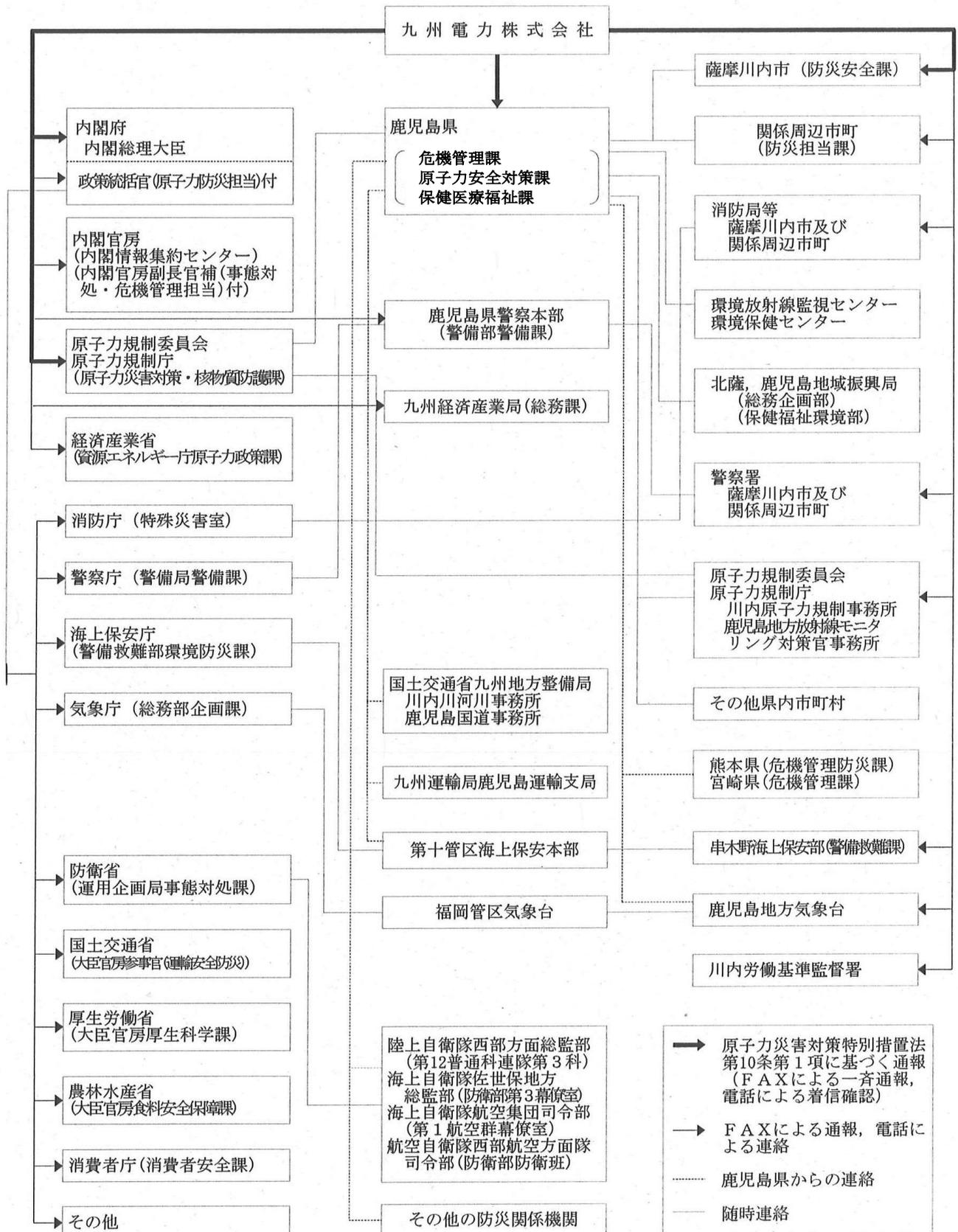
#### (2) 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

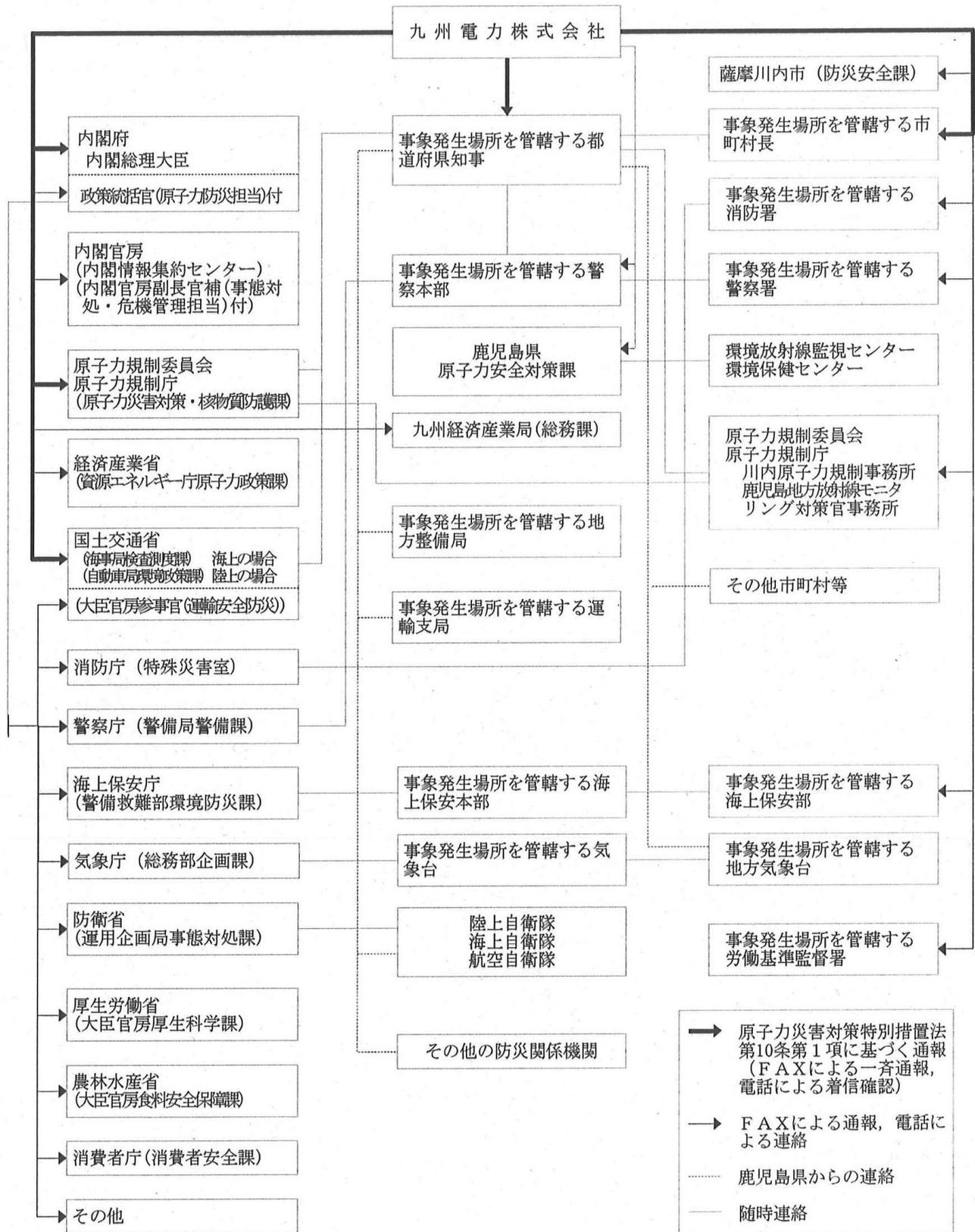
県は、その結果を受け、特定事象の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

なお、これらの連絡系統図は別図2のとおりである。

別図2 連絡系統図



別図3 連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）



## 第2 応急対策活動情報の連絡

### 1 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

#### (1) 九州電力からの連絡等

九州電力は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、薩摩川内市、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部に連絡するものとする。

#### (2) 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

#### (3) 県、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

#### (4) 関係機関等との連携

市は、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

#### (5) 国事故現地警戒本部との連携

市は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

### 2 施設敷地緊急事態後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

#### (1) 九州電力からの連絡等

九州電力は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、薩摩川内市、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故対策本部及び国事故現地対策本部に連絡するものとする。

#### (2) 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

#### (3) 県、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

市、県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

#### (4) 関係機関等との連携

市は、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の

状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

**(5) 現地事故対策連絡会議との連携**

市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

**(6) 広域連携（県原子力防災計画抜粋）**

県は、必要に応じて、応急対策活動の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

**(7) 市からの関係機関等への連絡**

市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、自治会、消防団、農協、漁協、要配慮者に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

また、市が行う応急対策活動について、県、県警察その他の関係機関に対し、継続的に連絡する。

**3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）**

**(1) 九州電力からの連絡等（県原子力防災計画抜粋）**

九州電力の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

**(2) 原子力緊急事態の連絡（県原子力防災計画抜粋）**

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

**(3) オフサイトセンターでの対応**

市は、国の現地本部、指定公共機関、県、薩摩川内市、関係周辺市町、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

**(4) 原子力防災専門官の対応**

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市、県、薩摩川内市、関係周辺市町をはじめ九州電力、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとする。

### 第3 一般回線が使用できない場合の対処

#### 1 国の指示等の確実な伝達（県原子力防災計画抜粋）

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

#### 2 県から市町村への連絡（県原子力防災計画抜粋）

県は、国から伝達された内容を市町村に確実に連絡するものとする。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線、防災行政無線等を活用し確実な伝達を図るものとする。

#### 3 災害対策用移動通信機器等の利用（県原子力防災計画抜粋）

国では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局，MCA用無線機，衛星携帯電話）や災害対策用移動電源車を備蓄しており災害時に県や市町村等に無償貸与することができることとなっている。

県は、九州総合通信局に対して、必要な通信機器等の貸し出しを要請するものとする。

#### 4 市による情報収集・連絡

一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話ならびに防災行政無線（移動系）等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

また、アマチュア無線連盟の協力を得て、情報の収集・連絡を行うこともある。

### 第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

## 第3節 活動体制の確立

災害対策本部事務局 総務対策部 民生対策部

### 第1 市の活動体制

市は、第2章第1節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第2章第2節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

### 第2 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

### 第3 応援要請及び職員の派遣要請等

#### 1 応援要請

##### (1) 他市町村等に対する応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

##### (2) 緊急消防援助隊の出動要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

##### (3) 警察災害派遣隊の出動要請（県原子力防災計画抜粋）

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

#### 2 職員の派遣要請等

##### (1) 関係機関への職員派遣要請

市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

##### (2) 専門的事項の援助要請

市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

### 第4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

## 第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

### 1 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は、原子力発電所において放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

### 2 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、県と連携し、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### 1 防災業務関係者の安全確保方針

#### (1) 適切な被ばく管理

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

#### (2) 二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### 2 防護対策

#### (1) 防護資機材の装着等の指示（県原子力防災計画抜粋）

災害対策本部長、緊急被ばく医療対策班長は、オフサイトセンター放射線班と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

#### (2) 防護資機材の調達の要請等

市は、防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し、防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### 3 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

#### (1) 放射線防護基準

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

(参考) 放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業
実効線量		① 5年間 1 0 0 mSv ② 1年間 5 0 mSv ③ 3ヶ月間 5 mSv ④ 1 mSv (妊娠中の女子)	1 0 0 mSv — —
等価線量	眼の水晶体	1年間 1 5 0 mSv	3 0 0 mSv
	皮膚	1年間 5 0 0 mSv	1 Sv
	腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	—

核原材料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）

#### (2) 被ばく管理

市は、県と連携又は独自に、職員の被ばく管理を行うものとし、市の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

#### (3) 緊急被ばく医療対策班等との連携（県原子力防災計画抜粋）

県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言後は、国現地本部等）に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

被ばく管理にあたっては、現地本部医療チーム及び環境放射線チームは、緊急被ばく医療対策班及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもとに実施するものとする。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

### 4 安全対策

#### (1) 防護資機材の確保

市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

#### (2) 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第4節 緊急時モニタリング（県原子力防災計画抜粋）

### 第1 原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態

福島第一原子力発電所事故を踏まえると、原子力発電所からの放射性物質の放出形態は、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### 大気への放出の可能性がある放射性物質

気体状のクリプトン、キセノン等放射性希ガス
揮発性の放射性ヨウ素、放射性セシウム
その他放射性物質のエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）

### 第2 緊急時モニタリング等の実施

#### 1 情報収集事態の環境放射線モニタリング

##### （1）情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

##### （2）警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

##### （3）緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

国は、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

##### （4）緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

##### （5）緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

県は、緊急時モニタリングセンターを通じて、川内原子力発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、国の緊急時モニタリング実施計画の改訂に協力する。

##### （6）モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認後、ERCチーム放射線班へ速やかに報告するとともに、オフサイトセンター放射線班と共有する。また

E R C放射線班から緊急時モニタリングの評価結果等を受領した際は、オフサイトセンター放射線班と共有する。オフサイトセンター放射線班はE R Cが行った緊急時モニタリング評価結果等をオフサイトセンター内で共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、薩摩川内市及び関係周辺市町と共有する。

**(7) 緊急時モニタリング要員の要請等**

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合にはE R Cチーム放射線班に対し、モニタリング要員の動員を要請する。

## 第5節 避難、屋内退避等の防護措置

全部

### 第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

#### 1 避難準備

##### (1) 住民の避難準備

市は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、避難準備を整えるものとする。

##### (2) 病院等医療機関等の避難準備

市は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、避難先へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

##### (3) 段階的避難への配慮（県原子力防災計画抜粋）

県は関係周辺市町に対し、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、U P Z内の住民等に対し周知を図るよう依頼するものとする。

### 2 P A Z内における予防的防護措置の実施（県原子力防災計画抜粋）

#### (1) 施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備

県は、警戒事象発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保）を行うものとする。

また県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

#### (2) 避難の準備等

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、薩摩川内市にその旨を伝達するものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととするとともに、U P Z外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

#### (3) 避難の実施等

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合

は、直ちに薩摩川内市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には薩摩川内市と連携し国に要請するものとする。

また、県は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、関係周辺市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、PAZ内から避難してきた住民等の受入れや関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要な応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

#### (4) 県の緊急措置

県は、原子力発電所の事故の進展が早く迅速な対応が必要な場合等は、薩摩川内市と連携して、PAZ内における避難を準備するとともに、避難が緊急に必要と判断したときは、国の指示等を待たずに、薩摩川内市に対し避難の指示を行うよう要請する。また、災害の発生により薩摩川内市が避難の指示を行うことができなくなった場合には、県が避難の指示を代行するものとする。

#### (5) 薩摩川内市の緊急措置

薩摩川内市は、原子力発電所の事故の進展が早く国の指示、県からの要請等の発出前に避難が緊急に必要と判断したときは、住民等に対し避難の指示を行うものとする。

### 3 UPZ内における緊急時防護措置の実施

#### (1) 国、県の指示、助言等に基づく避難等の実施

市は、放射性物質の放出後、国の指示又は緊急事態の状況により、EALに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて屋内退避を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また市は、緊急事態の状況により、UPZ内の住民等に対し、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて避難、一時移転の緊急事態応急対策の実施を行うものとする。この際、市は県と連携をし、UPZ内住民の一時移転等の防護措置に予定していた避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、国、県に助言を求めるものとする。

#### (2) 市長の意見陳述

市長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

#### (3) 国の指示等に基づく住民等の避難等の実施

市は、国、県の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合は、県と連携し国へ要請するものとする。

#### 4 U P Z外における防護措置の実施（県原子力防災計画抜粋）

U P Z外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にU P Z内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等によりこれを実施するものとする。

#### 5 避難方法

##### （1）避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い、若しくは、集合場所に参集し市等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては、自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

##### （2）避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県を通じて、県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には、国へ要請するものとする。

##### （3）運送業者への要請・指示

###### ① 運送の要請

市は県と連携し、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

###### ② 運送の指示

市は県と連携し、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

#### 6 交通誘導（県原子力防災計画抜粋）

##### （1）県警察等による交通誘導

避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通誘導を強化する。県警察は、住民を迅速・安全に避難させることができるよう、緊急時における交通誘導を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

##### （2）受入市町村の協力

受入市町村は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

#### 7 受入市町村への指示（県原子力防災計画抜粋）

県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、迅速な避難を実施するため国の協力のもと、受入市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

避難にあたっては、あらかじめ定めてある避難計画に基づく避難所に避難するものとするが、避難所の変更が必要な場合は、別途指示するものとする。

## 8 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市としての協力

市は、避難開始当初、住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし、薩摩川内市等からの避難住民の受入業務については、受入要請を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

薩摩川内市等は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に市から避難所の運営の移管を完了するものとする。

## 9 県域を越える避難等に対する国への要請（県原子力防災計画抜粋）

県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

## 10 家庭動物との同行避難（県原子力防災計画抜粋）

県は、災害の実態に応じて、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

## 11 住民等への避難指示

### （1）避難指示の伝達

#### ① 住民への避難指示

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、緊急速報（エリアメール）、始良市防災・地域情報メール等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また、自治会、消防団、民生委員・児童委員、農協、漁協、要配慮者に係る施設等へ電話・FAX等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

#### ② 消防機関等への協力要請

市は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請する。

#### ③ 避難所への市職員の派遣

市は、避難所に職員を派遣し、市災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

#### ④ 行政機能移転の際の住民への周知

市は、市の庁舎等が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を住民に周知する。

#### ⑤ 受入市としての住民への周知

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、始良市防災・地域情報メール等を利用し、薩摩川内市等からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に伝達する。

⑥ 住民等への周知

市は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

⑦ 市民への情報提供

市は、ホームページ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、緊急速報（エリアメール）、始良市防災・地域情報メール等のあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について市民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

(2) 避難誘導時の情報提供（県原子力防災計画抜粋）

県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象市町に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国現地本部等に対しても情報提供するものとする。

## 第2 避難所等

### 1 避難所の開設等の支援

市は、県と連携し、必要に応じ避難及び避難退域時検等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。具体的な運営内容等については、第2編第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

### 2 避難者情報の早期把握

市は、県と連携し、避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、自治会長、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

### 3 避難所の生活環境整備

#### (1) 生活環境の把握

市は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

#### (2) 避難の長期化等への配慮

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理

栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

### (3) 民間社会福祉施設の避難所活用

市は、避難生活が長期化した場合又はその恐れがあると判断した場合は、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」に基づき、始良市民間社会福祉事業所連絡会に一般避難所に避難している高齢者等の受入れを要請し、始良市民間社会福祉事業は可能な限り受入れを行うこととする。

## 5 避難所における被災者のケア

### (1) 被災者の健康状態の把握

市は、県と連携し、避難場所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

### (2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO法人、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

### (3) 避難所や被災地の衛生状態の確保

市は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

## 6 女性や子育て家庭への配慮

市は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

## 7 避難の長期化に伴うホテル等の活用

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

## 8 住宅のあっせん等

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のた

めに、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

## 9 応急仮設住宅の建設等

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

## 第3 広域一時滞在

### 1 避難の長期化に伴う避難所等の検討

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

### 2 県の協力

県は、市から上記の協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たずに、広域一時滞在のための要請を市に代わって行うものとする。

### 3 県の助言

市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

### 4 国による協議の代行（県原子力防災計画抜粋）

国は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する県に代わって行うものとする。

## 5 広域的避難収容実施計画の作成（県原子力防災計画抜粋）

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するとともに、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

## 6 広域的避難収容活動の実施（県原子力防災計画抜粋）

県は、被災の状況に応じて、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

# 第4 避難退域時検査及び簡易除染（県原子力防災計画抜粋）

## 1 国の指示による実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県に指示するものとする。

## 2 避難退域時検査等の実施

県は、原子力災害対策指針に基づき、九州電力等と連携し、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行品含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

なお、避難に使用された車両については、避難先における放射能汚染を防止するため、避難区域外の避難経路において、避難退域時検査を行い、汚染が認められた場合には、自衛隊等関係機関の協力を得て除染を行うものとする。

# 第5 安定ヨウ素剤の予防服用（県原子力防災計画抜粋）

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

## 1 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

- ① 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出される。
- ② 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

## 2 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

- ① 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示するものとする。
- ② 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

## 第6 要配慮者への配慮

### 1 要配慮者への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

### 2 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については、市の「要配慮者避難支援等プラン」等に基づき、避難支援者、自治会、自主防災組織、消防団等の支援を受け避難を行うものとする。在宅の要配慮者を避難させた場合は、その旨を県に速やかに連絡するものとする。

### 3 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県及び市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

(以下県原子力防災計画抜粋)

また、県は、UPZ内の病院等医療機関について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して一時移転が必要となった医療機関の入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

### 4 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、

あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

(以下県原子力防災計画抜粋)

また、県は、UPZ内の社会福祉施設について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった社会福祉施設の避難先を調整するものとする。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

## 5 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、所管する県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 6 避難誘導・移送体制時の留意事項

災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院、介護施設等）や、小さな子供が多数所在している施設（保育所、幼稚園、小学校等）においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師、看護師、介護士、教諭、保育士等のサポートにより、避難を行うものとする。

## 第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

また、利用者を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 第8 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国現地本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

## 第9 飲食物、生活必需品等の供給

### 1 ニーズに応じた物資の確保・供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

### 2 物資の被災者への供給

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県、他市町村等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

また、市は、各民間事業者との間において締結した飲食物の提供や避難生活に必要な物資の供給に関する各協定書に基づき、被災者への支援を迅速に行うこととする。

### 3 物資の調達の要請

市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

また、市と民間事業所との間において締結した協定書に基づく飲食物や生活支援物資等の供給に関する調達や要請は、各協定書に基づき行うこととする。

### 4 被災市町村への支援（県原子力防災計画抜粋）

県は、避難対象の市町において備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、当該市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、当該市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

### 5 運送事業者への要請・指示（県原子力防災計画抜粋）

#### （1）運送の要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

#### （2）運送の指示

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

## 第6節 治安の確保及び火災の予防

総務対策部 消防対策部

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について、治安当局と協議し、万全を期すとともに、国や県と協力のうえ火災予防に努めるものとする。

### 第1 災害に乗じた各種犯罪の未然防止

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

### 第2 災害に乗じた社会的混乱の抑制（県原子力防災計画抜粋）

県警察は、避難対象区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

## 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

民生対策部 農林水産対策部 水道対策部

### 第1 出荷制限等の実施（県原子力防災計画抜粋）

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

### 第2 汚染検査の実施（県原子力防災計画抜粋）

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施・飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限・摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

### 第3 市からの摂取制限等の指示

#### 1 飲用水の摂取制限

市は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内及び当該区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

#### 2 飲食物の摂取制限

市は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

#### 3 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、緊急事態応急対策実施区域とされた場合、当該区域内の放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

### 第4 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

市は、県から、飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは、始良市地域防災計画（第2編第2章第20節「食料の供給」及び第21節の「給水」）に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

## 第8節 緊急輸送活動

総務対策部 消防対策部

### 第1 緊急輸送活動

#### 1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- ・第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を検討する少人数のグループのメンバー
- ・第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- ・第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- ・第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- ・第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### 2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- ③ 対応方針を検討する少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ 避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 3 緊急輸送体制の確立

##### （1）緊急輸送の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

##### （2）支援の要請

市は、人員、車両等の調達に関して、別表11の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県等に支援を要請するものとする。

さらに人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

別表 1 1 関係機関

支援内容	関係機関
車両の確保依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人鹿児島県バス協会</li> <li>・一般社団法人鹿児島県タクシー協会</li> <li>・公益社団法人鹿児島県トラック協会</li> <li>・始良市「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」  <ul style="list-style-type: none"> <li>有限会社天国</li> <li>有限会社あいら交通</li> <li>有限会社加治木観光バス</li> <li>南州交通株式会社</li> </ul> </li> </ul>

## 第2 緊急輸送のための交通確保

市は、所管する道路に関して、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

### 1 緊急輸送のための交通確保の基本方針（県原子力防災計画抜粋）

#### （1）重要度を考慮した交通規制

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

#### （2）専門家等の先導

国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

### 2 陸上交通の確保（県原子力防災計画抜粋）

#### （1）交通状況の迅速な把握

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

#### （2）交通規制等

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

### 3 海上輸送（県原子力防災計画抜粋）

離島である場合や陸上輸送が困難な場合、または海上輸送が合理的であると認められる場合には、海上自衛隊、第十管区海上保安本部及び九州運輸局の協力のもとに海上輸送を実施するものとする。

## 第9節 救急・救助、消火及び医療活動

総務対策部 民生対策部 消防対策部

### 第1 救助・救急及び消火活動

#### 1 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は九州電力その他の民間の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

#### 2 応援の要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

#### 3 緊急消防援助隊等の出動要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、緊急消防援助隊等の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

#### 4 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### 第2 医療活動等

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

（以下県原子力防災計画抜粋）

#### 1 緊急医療活動体制

県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

## 2 被ばく医療機関等の状況把握

県は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

## 3 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請

県は、必要に応じて、速やかに拠点となる被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。

## 4 活動場所の確保

県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

## 5 緊急医療活動体制

県は、別表12のとおり、緊急被ばく医療体制を編成し、別表13「緊急被ばく医療の流れ」により緊急医療活動を行う。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員派遣及び薬剤、医療機関等の提供を要請するものとする。

## 6 関係機関と連携した住民の除染等

医療チームは、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る派遣チーム（国）の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、九州電力等と連携して、災害対応の段階や対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。

また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

なお、医療チームは、国現地本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

## 7 原子力発電所内で被ばく者が発生した場合の対応

九州電力は、原子力発電所内の医療施設において、被ばく者に対し可能な範囲で、心肺蘇生、止血等の必要な応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングを行った後、除染、汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお、被ばく者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な被ばく医療機関に搬送を行うものとする。被ばく者の搬送及び診療に際しては、放射線管理要員が随行し、汚染拡大防止、搬送機関や医療機関の職員の放射線防護、被ばく者の汚染状態の評価、汚染検査・除染など、放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく者に随行できない場合には、被ばく者の被

ばく線量、汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また、関係機関に対し、必要な連絡・調査を行うものとする。

## 8 被ばく者の専門病院への搬送要請

県は、自ら必要と認める場合又は避難対象の市町等から被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

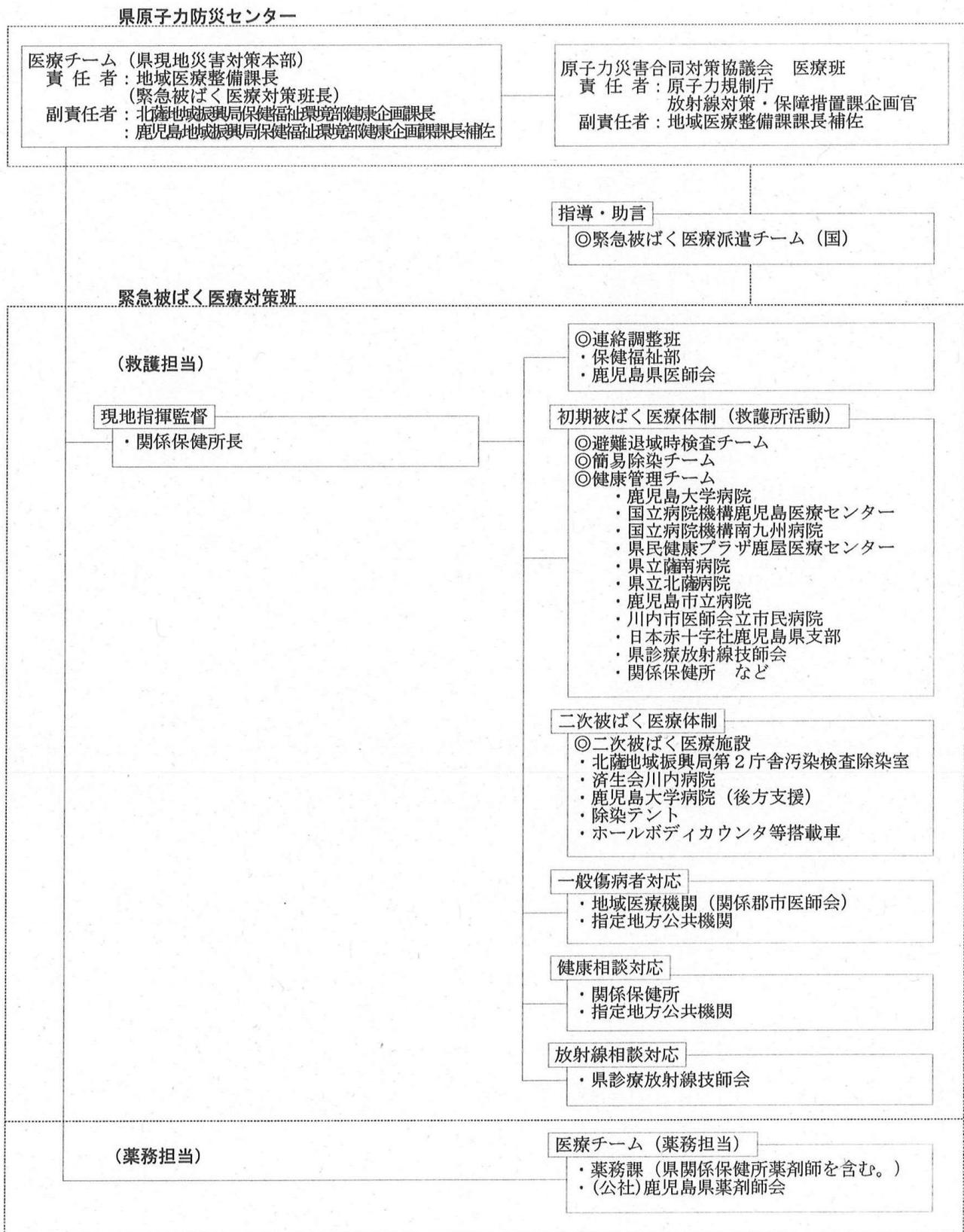
## 9 健康相談窓口の設置等

県は、地域住民の被ばくに対する健康不安等に対応するため、健康相談窓口を設置するものとし、必要に応じ、市町村等と連携して相談に応じるものとする。

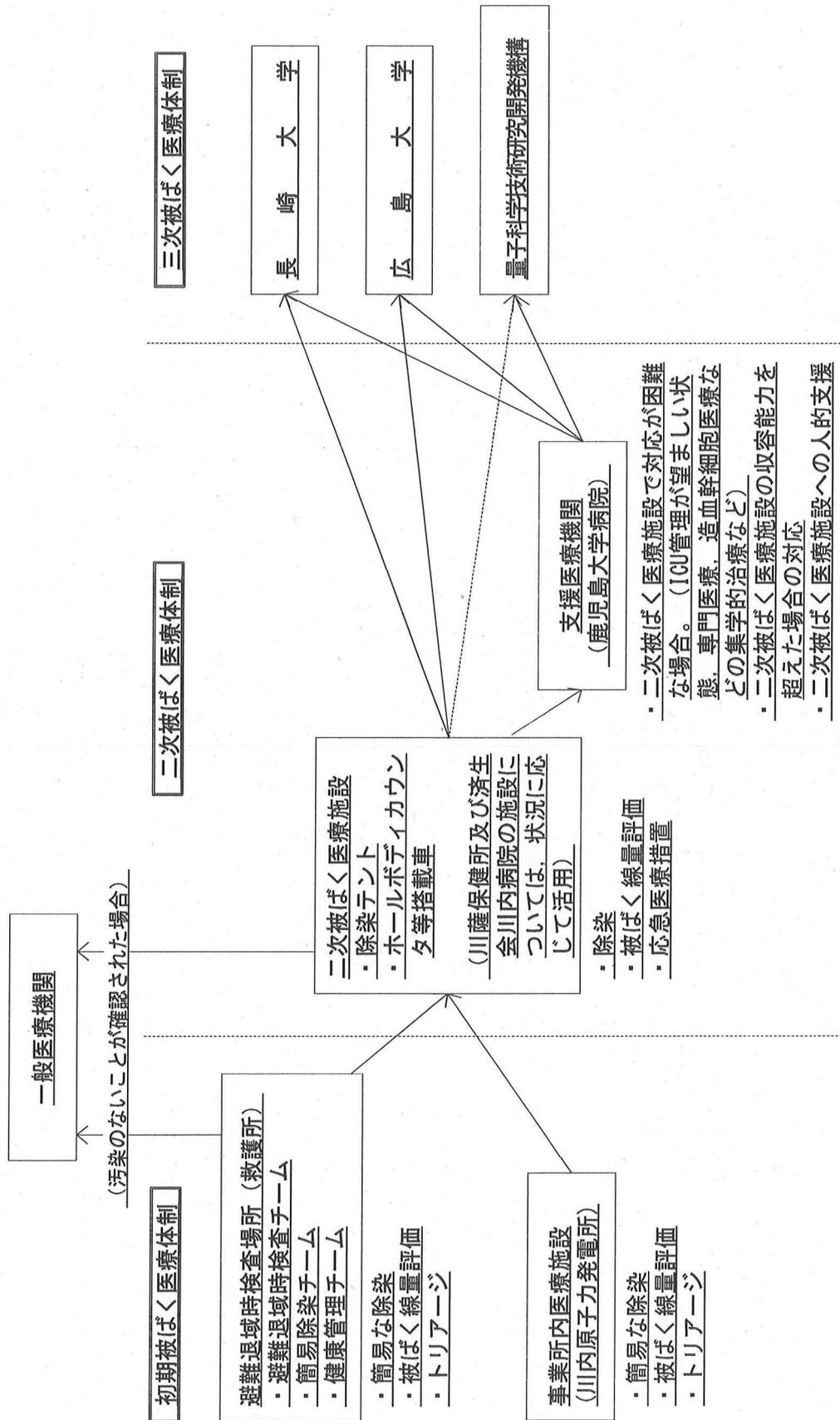
## 10 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

別表12 緊急被ばく医療体制



別表13 緊急被ばく医療の提供の流れ



(注) 緊急被ばく医療の提供体制の流れは原則として、初期、二次、三次の順によるが、被災者の状況によっては臨機に対応する。

## 第10節 住民等への的確な情報伝達活動

災害対策本部事務局 総務対策部 消防対策部

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、国や県と連携し適切な対応を行える体制を整備する。

### 第1 住民等への情報伝達活動

#### 1 的確な情報提供等

市は、放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

その体制等は別表14の「広報体制」、別表15の「主な広報事項」とする。

#### 2 様々な手段を活用した情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- ① 市の広報体制
- ② 市が行う広報事項
- ③ 避難に当たっての住民等への指示事項
- ④ 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

#### 3 住民のニーズを踏まえた情報提供

市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果及び気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市や国、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

#### 4 情報提供時の留意事項

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本

部、国現地本部、県、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び九州電力等と相互に連絡をとりあうものとする。

## 5 報道機関の協力やインターネット等の活用

市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ（コミュニティFM放送含む。）などの放送事業者、電気通信事業社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、始良市防災・地域情報メール等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

## 6 被災者への適切な情報提供

市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

※避難所における住民等に対する留意事項

## 7 周辺海域の船舶に対する情報提供（県原子力防災計画抜粋）

県は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及ぶおそれのある場合は、第十管区海上保安本部に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、鹿児島県無線漁業協同組合に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

## 8 安全な海域への避難指示（県原子力防災計画抜粋）

第十管区海上保安本部長は、県災害対策本部長から放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び又は及ぶおそれがある旨の通報があったときは、巡視船艇、航空機による広報、緊急通信等により、直ちに周辺海域の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難を指示するものとする。

また、第十管区海上保安本部に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の船舶に対して情報の提供を行うものとする。

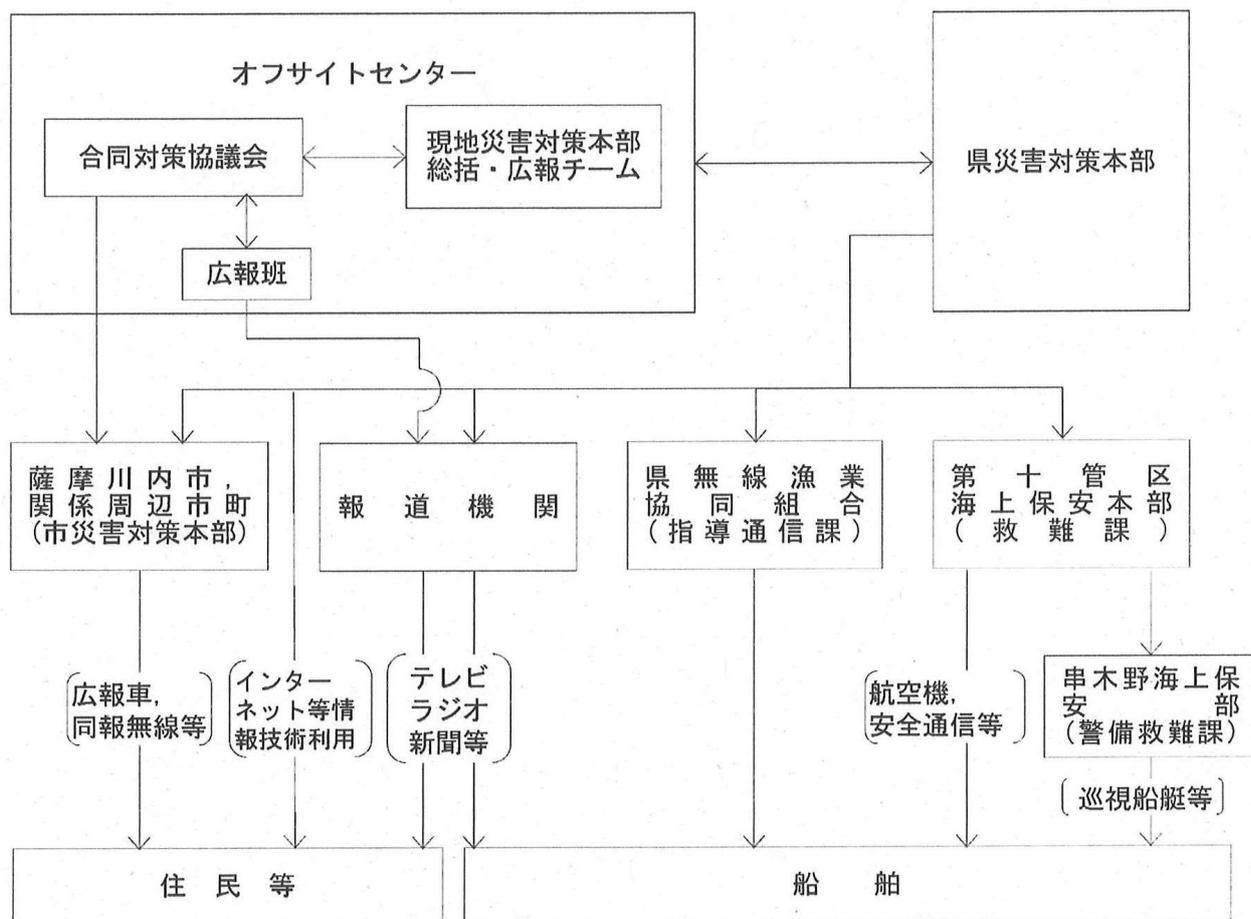
## 9 避難状況の確実な把握

市は、県の協力を得ながら、避難状況の確実な把握に向けて、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民や企業等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

別表14 広報体制



別表15 主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター、県、市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他、必要と認める事項

## 第11節 自発的支援の受入れ等

総務対策部 民生対策部

大規模な災害発生の記事を受けて、国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて、市、県、国及び関係団体は、適切に対応する。

### 第1 ボランティアの受入れ等

#### 1 被災地のニーズの把握・調整等

市、県、国及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

#### 2 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### 1 義援物資の受入れ

##### (1) 被災地のニーズの広報

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

##### (2) 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

#### 2 義援金の受入れ・迅速な配分

民生対策部において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

全 部

### 第1 行政機能の移転

市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで機能移転を実施するものとする。

なお、機能移転する場合には、その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

### 2 防護資機材の代替オフサイトセンターへの搬送（県原子力防災計画抜粋）

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、防護資機材の集積場所であるオフサイトセンター及び各市町庁舎などが避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合には、自衛隊等へ協力を要請し、防護資機材を代替オフサイトセンターへ搬送する。

なお、放射性物質放出後は、防護資機材の搬送を中止する。

集積後の防護資機材については、県が一括管理するものとする。

### 3 行政機能移転先での必要な業務の実施

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、行政機能の移転後も継続する必要がある業務については、行政機能移転先において継続して実施するものとする。

### 4 市町への支援（県原子力防災計画抜粋）

県は、市町の庁舎等が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において、必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

### **第13節 家畜の飼養管理・飼料管理の指導（県原子力防災計画抜粋）**

県は、放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されないことがないように、市町村はもとより、国・関係機関・団体と連携のうえ、農家及び飼料取扱い業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。

### **第14節 原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定（県原子力防災計画抜粋）**

鹿児島空港事務所長は、原子力発電所において原子力災害が発生し、航空機の飛行に関し、危険を生ずるおそれがある場合は、必要に応じて飛行自粛の要請や航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定を行い、その旨を関係機関に指示するものとする。

## 第 5 章

# 複合災害時対策



## 第5章 複合災害時対策

### 第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないように、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

### 第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、本編第2章第1節「災害応急対策における対応基準」による。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

### 第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

災害対策本部事務局 総務対策部

市は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

## 第4節 緊急時モニタリングの実施（県原子力防災計画抜粋）

### 第1 測定局が被災した場合の対応

緊急時モニタリングセンターは、モニタリングポストなどの自動測定局が被災した場合、モニタリングカー、可搬型モニタリングポストやGPS追従型線量率測定装置等の設備・機器による緊急時モニタリングを状況に応じて実施する。

### 第2 現場の状況等を勘案した実施計画作成

国は、緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に、道路の被災状況や要員の参集状況等を勘案し、緊急時モニタリング実施計画を作成するものとする。

## 第5節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

災害対策本部事務局 総務対策部 民生対策部 建設対策部 地域対策部 消防対策部

### 第1 避難、屋内退避等の対応方針

#### 1 初期段階での避難等の検討（県原子力防災計画抜粋）

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、P A Z内における予防的防護措置について初期段階で検討するものとする。

#### 2 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討

屋内退避、避難等の防護措置は、本編第4章第5節「避難、屋内退避等の防護措置」を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、避難、屋内退避等を検討するものとする。

### 第2 避難誘導時の配慮

#### 1 危険箇所の情報提供

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と連携し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

#### 2 関係機関等の協力

市は、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

### 第3 広域避難体制

#### 1 避難所等の被害状況把握

市は、複合災害時に避難所等の被害が想定される場合は、その状況を迅速に把握するものとする。

#### 2 受入市としての協力

市は、薩摩川内市等が、区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するものとする。

#### 3 避難経路（県原子力防災計画抜粋）

避難経路については、努めて幹線道路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

#### 4 避難先での地域コミュニティの維持

市は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するものとする。

#### 5 避難等の長期化による物資の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保について対策を実施する。

#### 6 避難所における情報提供

市は、県と連携し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

#### 7 応急仮設住宅の供給

市は、県と連携し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

## 第6節 緊急輸送活動体制の確立

総務対策部 建設対策部 地域対策部

### 第1 代替輸送道路の確保

市は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関と連携し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

### 第2 車両等の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

### 第3 代替輸送手段の調整（県原子力防災計画抜粋）

県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

## 第7節 救助・救急、消火及び医療活動

民生対策部 消防対策部

市は、県、消防機関、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

## 第8節 住民等への的確な情報伝達活動

災害対策本部事務局 総務対策部

### 第1 原子力発電所情報の定期的な広報

市は、国、県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

### 第2 情報伝達手段の確保

市は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

### 第3 住民相談窓口の設置

市は、現地災害対策本部において、国、県等と連携し、速やかに住民や企業等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置するものとする。

### 第4 広域的な情報提供（県原子力防災計画抜粋）

県は、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

## 第 6 章

# 原子力災害中長期対策



## 第6章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

全部

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

災害対策本部事務局 総務対策部

#### 第1 汚染が著しい区域の避難等

##### 1 避難区域設定等

市は、国及び県と協議のうえ、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは、同措置を実施するものとする。

##### 2 警戒区域設定等

市は、国及び県と協議のうえ、原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止、当該区域からの退去の措置の必要があると認めるときは、同措置を実施するものとする。

#### 第2 警戒区域設定に伴う市町への支援（県原子力防災計画抜粋）

県は、市町が国と連携して原子力災害事後対策実施区域において警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定を支援するものとする。

#### 第3 県への報告

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県へ報告するものとする。

## 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

民生対策部 建設対策部 農林水産対策部 教育対策部

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、農地、山林、道路、公園、学校等における放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

## 第5節 各種制限措置等の解除

災害対策本部事務局 総務対策部

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、解除実施状況を確認するものとする。

## 第6節 緊急時モニタリングの実施と結果の公表（県原子力防災計画抜粋）

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び九州電力等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

## 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

総務対策部 地域対策部 消防対策部

### 第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

### 第2 影響調査の実施

市は、必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

### 第3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況、緊急事態対策措置及び原子力中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建の支援

民生対策部

### 第1 生活再建等への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

### 第2 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

### 第3 支援の機動的・弾力的推進

市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減

総務対策部

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

### 第1 放射能汚染状況等の公表等（県原子力防災計画抜粋）

- (1) 農林畜水産業、地場産業の産品等について、県等が実施した放射能汚染状況の調査結果を公表するとともに、必要な場合には、証明書の発行等の対応を実施する。
- (2) 医療機関について、被ばく患者の処置を行った処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を県民に対し公表する。

### 第2 地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域あるいは市内における農林畜水産業、商工業、観光産業等地域経済への影響を把握する。

### 第3 適正な流通の促進

- (1) 地場産業の商品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (2) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

### 第4 風評被害の対応体制の整備（県原子力防災計画抜粋）

風評被害の影響は、長期間に及ぶ可能性があるため、継続的に対応が可能となる体制を整備する。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援

総務対策部

市は、国及び県と連携し、市中小企業融資制度等により、設備資金、運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備

民生対策部

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

## 第12節 物価の監視（県原子力防災計画抜粋）

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

## 第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除（県原子力防災計画抜粋）

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

# 第 7 章

## 原子力災害対策資料

- 1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等
- 2 防護措置実施のフローの例
- 3 川内原子力発電所における E A L について
  - (1) 川内原子力発電所における緊急事態を判断する E A L
  - (2) 川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断する E A L
  - (3) 川内原子力発電所における全面緊急事態を判断する E A L
- 4 O I L と防護措置について
- 5 避難に当たっての住民等への指示事項
- 6 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点
- 7 避難所における住民等に対する留意事項



# 1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等

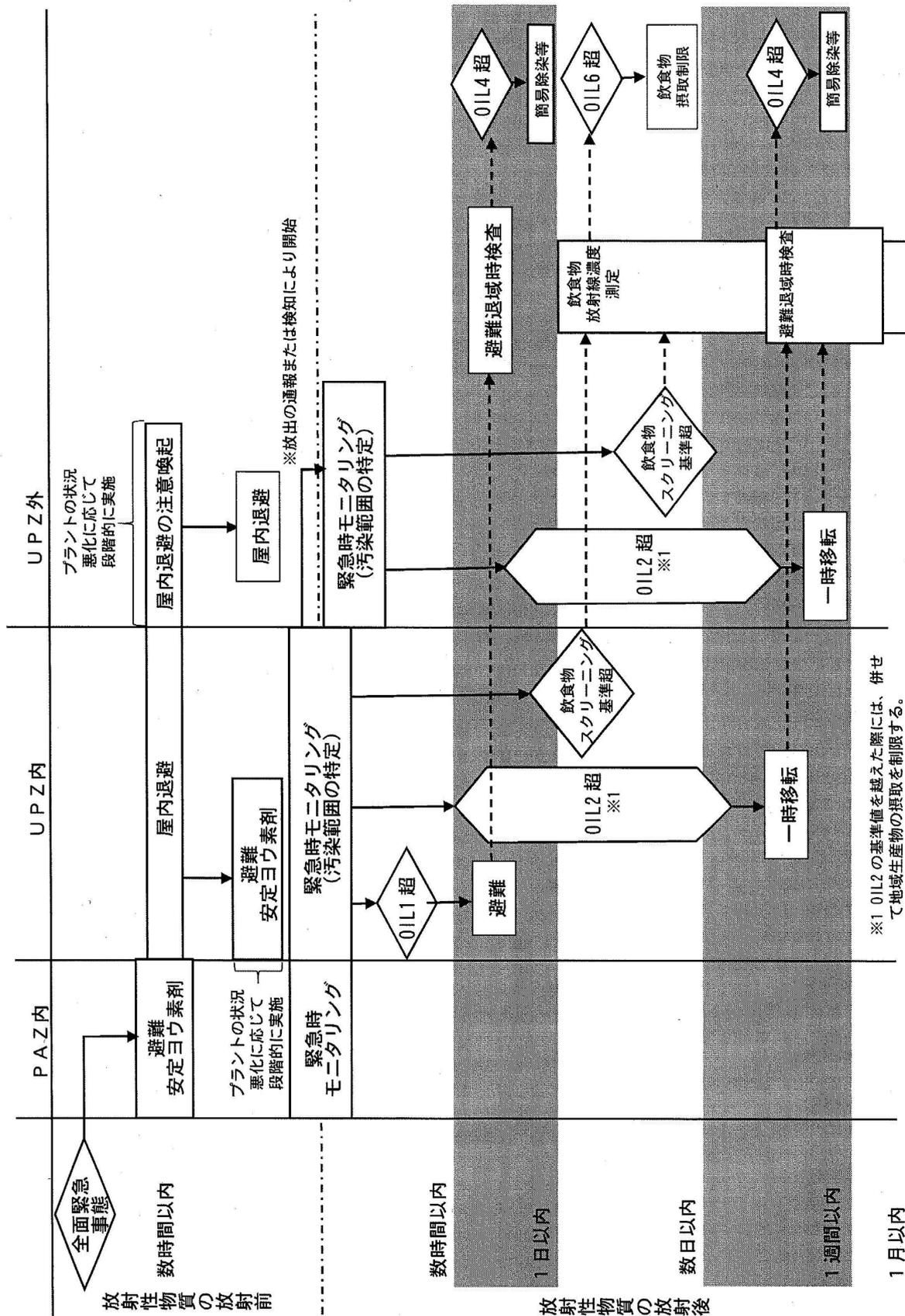
注) 本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

実施主体	PAZ (半径75km)				UPZ (半径30km)				UPZ外(半径30km)				
	体制整備	防護措置	体制整備	防護措置	体制整備	防護措置	体制整備	防護措置	体制整備	防護措置	体制整備	防護措置	
原子力事業者	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築	・国への通報 ・住民等への情報伝達	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築										
地方公共団体	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築	・国及び自治体への通報	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築										
国	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築	・国及び自治体への通報	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築										
緊急時	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築	・国及び自治体への通報	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築										
緊急時	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築	・国及び自治体への通報	・要員参加 ・情報収集・連絡 ・体制の構築										

		P.A.Z (半径5km) ※1			U.P.Z (半径30km)			U.P.Z外(半径30km～)				
		情報提供	モニタリング	防護措置	体面整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体面整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 4	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 2	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 6	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業者 自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態時においてP.A.Z内は避難を実施していることが前提。

### 防護措置実施のフローの例



### 3 川内原子力発電所におけるEALについて

#### (1) 川内原子力発電所における警戒事態を判断するEAL

○ 緊急事態区分における措置の概要

体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

1. 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
2. 原子炉冷却材の漏えい (AL21)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
3. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
4. 全交流動力電源喪失のおそれ (AL25)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
5. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
6. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
7. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
9. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
10. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
11. 外的事象(自然災害)の発生	
(1) 大地震の発生	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 (注) 事業者からの連絡は不要。

(2) 大津波警報の発表

当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。

(注) 事業者からの連絡は不要。

(3) 外的事象の発生（自然災害）

当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。

1 2. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

1 3. その他原子炉施設の重要な故障等

原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。

## (2) 川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL

### ○ 緊急事態区分における措置の概要

PAZ内の住民等の避難準備及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。

#### 1. 敷地境界線付近の放射線量の上昇 (SE01)

##### 【政令第4条第4項第1号】

(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常がみとめられないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。

(2) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したときは、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線量と原子炉の運転等のための施設周辺で測定した中性子線量の合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったこと。

#### 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)

##### 【政令第4条第4項第2号 通報事象等規則第5条第1項第1号～3号】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

#### 3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)

##### 【政令第4条第4項第2号 通報事象等規則第5条第1項第1号～3号】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

#### 4. 火災爆発等による管理区域外での放射能の放出 (SE04)

##### 【政令第4条第4項第3号イ】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。

又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

#### 5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)

##### 【政令第4条第4項第3号ロ】

<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が<math>5\ \mu\text{Sv/h}</math>の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。</p> <p>又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p>
<p>6. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（SE06）</p> <p>【通報事象等規則第7条第2号】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態にあること。</p>
<p>7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（SE21）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（1）】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>
<p>8. 蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（2）】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>
<p>9. 全交流動力電源の30分間以上喪失（SE25）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（3）】</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>
<p>10. 直流電源の部分喪失（SE27）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（4）】</p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p>
<p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（5）】</p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>
<p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE30）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（6）】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定でないこと。</p>
<p>13. 格納容器健全性喪失のおそれ（SE41）</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項（10）】</p>

<p>原子炉格納容器内の圧力又は濃度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>
<p>1 4. 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (S E 42)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項 (12)】</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失おそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>
<p>1 5. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (S E 43)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項 (11)】</p> <p>炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>
<p>1 6. 原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失 (S E 51)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項 (7)】</p> <p>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
<p>1 7. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (S E 52)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項 (8)】</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>
<p>1 8. 火災・<sup>いつ</sup>溢水による安全機能の一部喪失 (S E 53)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項 (9)】</p> <p>火災又は<sup>いつ</sup>溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p>
<p>1 9. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (S E 55)</p> <p>【通報事象等規則第7条第1号の表口の項 (13)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>2 0. 事業所外運搬での放射線量の上昇 (X S E 61)</p> <p>【政令第4条第4項第4号 外運搬通報命令第2条第1項、第2項】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、100 <math>\mu</math> Sv/h 以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載はない。

21・事業所外運搬での放射性物質の漏えい(XSE62)

【政令第4条第4項第5号 外運搬通報命令第3条】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2には記載はない。

- ・「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
- ・「通報事象等規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。
- ・「外運搬通報命令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。

### (3) 川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するEAL

#### ○ 緊急事態区分における措置の概要

PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

#### 1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)

##### 【政令第6条第3項第1号】

(1) 若しくは(2)又は(3)のいずれかに該当する場合

(1) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分以上継続して、ガンマ線で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒もニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常がみとめられないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。

(2) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定したときは、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した、中性子線量の合計が10分以上継続して $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったこと。

(3) 所在道府県知事又は関係都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分以上継続して、ガンマ線で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

#### 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)

##### 【政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条第1項】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分以上継続して検出されたこと。

#### 3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)

##### 【政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条第1項】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \text{mSv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分以上継続して検出されたこと。

#### 4. 火災爆発等による管理区域外での放射能の異常放出 (GE04)

【政令第6条第3項第2号】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。

又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (G E 05)

【政令第6条第4項第2号】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設置された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が  $500 \mu\text{Sv/h}$  の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。

又は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。

6. 施設内（原子炉外）での臨界事故 (G E 06)

【政令第6条第4項第3号】

原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

7. 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 (G E 11)

【通報事象等規則第14条の表口の項（1）】

原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。

8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (G E 21)

【通報事象等規則第14条の表口の項（2）】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 (G E 24)

【通報事象等規則第14条の表口の項（3）】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

10. 全交流動力電源の1時間以上喪失 (G E 25)

【通報事象等規則第14条の表口の項（5）】

全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続するこ

と。
<p>1 1. 全直流電源の5分間以上喪失 (G E 27)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(6)】</p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p>
<p>1 2. 炉心損傷の検出 (G E 28)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(7)】</p> <p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>
<p>1 3. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (G E 29)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(8)】</p> <p>蒸気発生器の検査音その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>
<p>1 4. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (G E 30)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(9)】</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>
<p>1 5. 格納容器圧力の異常上昇 (G E 41)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(4)】</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>
<p>1 6. 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (G E 42)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(11)】</p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>
<p>1 7. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (G E 51)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(10)】</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>
<p>1 8. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (G E 55)</p> <p>【通報事象等規則第14条の表口の項(12)】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

19. 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 (XGE61)

【政令第6条第3項第3号】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。

火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載はない。

20. 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (XGE62)

【政令第6条第4項第4号 外運搬通報命令第4条】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載はない。

## 4 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、放射性物質の吸入等による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L 4	経口摂取、皮膚汚染からの被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難者の避難退城時検査及び簡易除染等の実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、放射性物質の吸入による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取制限、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※6	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6 (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L1の基準値を超えた場合、O I L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合は、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の使用が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 5 避難に当たっての住民等への指示事項

### 1 避難対象区域の住民等への指示事項

関係市町は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。
- (2) 戸締りをする。
- (3) 落ち着いて行動する。
- (4) 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。
- (5) 避難所（施設）ごとに決められた避難経路を移動する。
- (6) 避難経路においては、誘導員の指示に従う。
- (7) 住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの集合場所へ移動する。

### 2 屋内退避対象地域の住民等への指示事項

関係市町は、屋内退避を実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民は、原則として屋内にとどまる。
- (2) 全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。
- (3) なるべく外気の流入する箇所を離れて、屋内の中央にとどまる。
- (4) 食料品の容器には、フタやラップをする。
- (5) テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。
- (6) 電話による行政機関への問い合わせは、極力控える。
- (7) どうしても自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝え避難する。
- (8) 住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの公共施設等へ退避する。

## 6 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

- 1 県、関係市町及び受入市町村は、避難の指示等の広報・伝達に当たり、社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに、次の点に留意して広報・伝達する。
  - ・ 事実を伝える。
  - ・ 最新の情報であること。
  - ・ 正確に伝えること。
  - ・ 簡潔に伝えること。
  - ・ 明瞭に伝えること。
  - ・ 礼儀正しく伝えること。
  - ・ 必要な情報は省略せず伝えること。
  - ・ あいまいな情報は慎むこと。
  - ・ 繰り返し伝えること。
  
- 2 広報する事項は概ね次のとおりとする。
  - ・ 事故が発生した施設名、所在地、事故の発生日時及び事故の概要
  - ・ 事故の状況と今後の予測
  - ・ 原子力発電所における対策状況
  - ・ 行政機関の対策状況
  - ・ 対象住民等がとるべき行動
  - ・ 避難対象区域又は屋内退避区域
  - ・ その他必要と認める事項

## 7 避難所における住民等に対する留意事項

関係市町は、避難所の住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の不安を取り除くよう努める。

- 1 避難所においては、相互に助け合うとともに、関係市町の避難所責任者の指示に従い。冷静に行動するようお願いする。
- 2 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告するようお願いする。
- 3 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。
- 4 不審な情報は、関係市町・警察等に確認する。また、避難住民に対し、放射線被ばくなどに対する言われなき、誹謗、中傷、差別といった事態が起こらないよう配慮する。